

## 第2回

# 阿波市子ども・子育て会議 資料



平成 25 年 10 月 17 日

阿波市健康福祉部  
福祉事務所子育て支援課



## 目 次

1 背景	4
2 関係法令等	4
3 次世代育成支援事業概要	5
1) 索引ページ	6
2) メインプラン	6
3) 後期行動計画の事業詳細概要	8
4 次期計画重要施策（案）	47
1) メインプラン	48
2) 地域子ども・子育て支援事業概要	49
5 資料編	50
1) 阿波市の人口動態	51
2) 保育所の一日の流れ	56
3) 県内近隣市町村保育料比較表	57
4) 保育所概要	60
5) 指定管理者制度導入等検討委員会答申書写し	65
6) 幼保連携施設整備事業基本計画策定検討委員会	67
7) 県提供資料（市町村別保育ニーズ量の推移等）	68

# 1 背景

(背景)

阿波市は市町村合併後9年目をむかえております。この間の子育て支援事業は、阿波・市場・土成・吉野、4町の次世代育成支援行動計画前期計画を基本に、平成21年度にはこの事業計画の現状と課題を検証し事業の見直しを行い、後期行動計画として策定し各事業を推進しています。

現在、推進している後期行動計画については、平成26年度までの計画であり、27年度以降の子育て支援事業の方向性は、新たな計画の策定が義務付けられています。

計画策定は、子ども・子育て支援法等新制度の取り組みを進めることを前提に、今後の阿波市における子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

## 2 次世代育成支援行動計画後期行動計画に係る関係法令等

### 1) 次世代育成支援対策推進法 (平成15年7月) 第8条 (市町村行動計画)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### 2) 少子化社会対策基本法 (平成15年7月30日法律第133号)

前文

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

# 阿波市 次世代育成支援行動計画

後期計画  
平成22～26年度



平成22年3月



## 次世代育成支援 後期行動計画事業概要

1) 事業概要 ページ索引

事業名	ページ	担当部署課名
[1]乳幼児等医療費助成事業	8	子育て支援課
[2]児童手当支給事業 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	10 10 11	子育て支援課
[3]出産祝金支給事業	12	市民課
[4]ファミリー・サポート・センター事業	13	子育て支援課
[5]地域子育て支援拠点事業 ・子育て支援センター事業	14	子育て支援課・保育所
[6]保育事業 ・法的根拠 ・保育料(経済的支援) ・保育所一覧 ・入所児童数(幼保) ・特別保育 ・保育所経費 ・指定管理者導入概要	18 18 21 22 23 24 25 26	子育て支援課・保育所
[7]保育の質の向上(プログラム)事業	28	子育て支援課・保育所
[8]保育所施設整備事業	29	子育て支援課・教育総務課・学校教育課・保・幼・小
[9]子育て短期支援事業	33	子育て支援課
[10]幼稚園での預かり保育事業	34	学校教育課・幼稚園
[11]放課後児童健全育成事業 ・放課後児童クラブ・学童保育 ・児童館	35 35 37	子育て支援課
[12]母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進事業 ・こんには赤ちゃん事業 ・パパママ教室事業 ・乳幼児健診事業 ・生活習慣病予防対策事業	38 38 39	健康推進課
[13]ひとり親家庭等自立支援事業 ・母子家庭等の就業支援事業	42 42	子育て支援課

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設入所事業</li> <li>・ひとり親家庭入学祝金支給事業</li> <li>・交通遺児手当支給事業</li> </ul>	43	
[14] 子どもの安全確保事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャイルドシート購入補助金事業</li> <li>・防犯灯の整備事業</li> </ul>	44	防災対策課
[15] 教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校(英語)学力向上事業</li> </ul>	45	学校教育課
[16] 要保護児童対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談室</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> <li>・障害者自立支援協議会</li> </ul>	46	子育て支援課 健康推進課 社会福祉課
[17] その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ハンドブック作成配布事業</li> </ul>	46	子育て支援課

## 2) 後期行動計画メインプラン

### ☆プラン 1 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

- (1) 乳幼児等医療費助成事業の拡充
- (2) 保育料負担の見直しに向けた取り組みの推進
- (3) 出産祝金支給事業の充実

### ☆プラン 2 子育て支援拠点事業等の施設整備

- (4) 地域子育て支援センターの施設整備
- (5) 放課後児童健全育成事業の施設整備

### ☆プラン 3 保育サービスの向上

- (6) 民間活力導入の推進
- (7) 幼保一元化に向けた取り組みの推進

### ☆プラン 4 子育てと仕事の両立支援の推進

- (8) ファミリー・サポート・センターの設置
- (9) 病児・病後児保育事業の推進

### ☆プラン 5 心身ともにたくましく成長する教育環境の整備

- (10) 食育の推進
- (11) 小学校(英語)学力向上事業の充実

### ☆プラン 6 家庭・地域の子育て力の充実

- (12) 家庭の教育力の充実
- (13) 地域の子育て力の充実

### 3) 後期行動計画の事業詳細概要

#### [1] 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等に係る医療費の一部を保護者に助成することより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。

(根拠法令)：乳幼児等医療費助成に関する条例及び条例施行規則 など

#### 【現況】

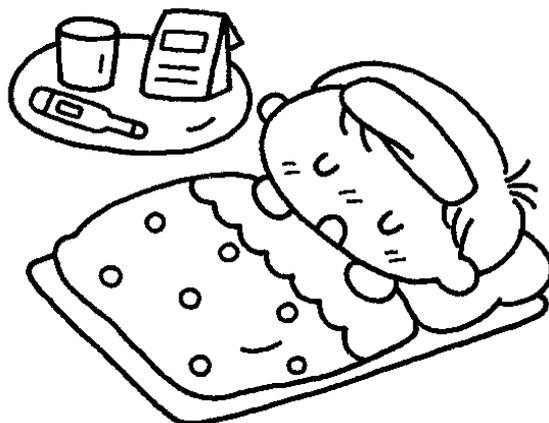
阿波市ではこの事業について、所得制限を撤廃し、常に先進的な制度拡充に取り組んできたことから、子育て支援策の充実したまちとしてのイメージが定着してまいりました。

助成対象者は、現在小学6年生卒業までとしています。

変更時期	阿波市
平成17年4月 (合併当時)	6歳未満の入院および通院 所得制限なし
平成18年10月	9歳未満の入院および通院 自己負担なし(市が負担)
平成20年10月	12歳未満の入院および通院(制度適用率99%)
平成21年11月	小学6年生卒業までの入院および通院

#### 【経費】

年度	歳入(円)	歳出(円)
平成23年度決算額	県補 44,920,000	132,950,703 (対象児童数 3610人)
平成24年度決算額	県補 48,063,000	132,321,131 (対象児童数 3555人)



(参考)

## 平成25年度子どもはぐくみ医療費助成制度 市町村の概要

子どもはぐくみ医療費助成制度について

事業主体 市町村

助成内容 子どもが健康保険等で医療を受けた場合の、医療費の自己負担分を助成します。

平成25年度における市町村制度状況（平成25年9月1日現在）

	対象年齢	支給方法 ※1	所得制限※2	自己負担※3	食事療養費の給付
徳島市	小学校修了まで	現物給付	無	有	無
鳴門市	小学校修了まで	現物給付	無	有	無
小松島市	小学校修了まで	現物給付	無	有	無
阿南市	中学校修了まで	現物給付	無	無	有
吉野川市	中学校修了まで	現物給付	無	有	無
阿波市	小学校修了まで	現物給付	無	無	無
美馬市	中学校修了まで	現物給付	無	無※4	無
三好市	小学校修了まで	現物給付	有	有	無
勝浦町	18歳に達する年度末まで	現物給付	無	無※5	有※5
上勝町	中学校修了まで	現物給付	無	無	有
佐那河内村	中学校修了まで	現物給付	無	無	有
石井町	中学校修了まで	現物給付	無	有	無
神山町	中学校修了まで	現物給付	無	無	有
那賀町	小学校修了まで	現物給付	無	無	有
美波町	中学校修了まで	現物給付	有	有	無
牟岐町	中学校修了まで	現物給付	無	有	無
海陽町	中学校修了まで	現物給付	無	有	無
松茂町	小学校修了まで	現物給付	有	有	無
北島町	小学校修了まで	現物給付	無	有	無
藍住町	中学校修了まで	現物給付	無	有	無
板野町	中学校修了まで	現物給付	無	無	無
上板町	中学校修了まで	現物給付	有	有	無
つるぎ町	中学校修了まで	現物給付	無	無	無
東みよし町	中学校修了まで	現物給付	有	有	無

※1 現物給付とは、医療機関で保険証と乳幼児等医療受給者証等を提示すれば、治療や薬剤の支給などのサービスが医療機関等からなされ、それに要する費用を市町村が医療機関に支払う制度です。

償還給付とは、医療機関等で自己負担をした後、市町村の窓口で払戻を受けることです。

なお、県外の医療機関を受診した場合は、全て償還給付となります。

※2 所得制限は、扶養親族1人の場合570万円です（扶養親族1人追加ごとに38万円を加算）。

※3 自己負担は、「3歳～小学校修了までの通院」、「6歳児～小学校修了までの入院」について1レセプト600円です。（調剤薬局は除きます）

※4 美馬市の中1～中学校修了までの部分については、自己負担があり、食事療養費の給付はありません。

※5 勝浦町の7歳～18歳に達する年度末までの部分については、自己負担があり、食事療養費の給付はありません。

## 〔2〕 児童手当支給事業

### 《児童手当》

子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当を支給し、子育て家庭の生活の安定に努めています。

(根拠法令) : 23年度=平成22年度等における子どもの手当支給に関する法律

平成23年度における子どもの手当の支給等に関する特別措置法

: 24年度=児童手当法

#### 【現況】

① 23年度 = (子ども手当) 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する為に、0歳～中学校修了前の子どもを養育している方に支給する。

② 24年度 = (児童手当) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を、0歳～中学校修了前の子どもを養育している方に支給する。

#### ① 23年度年齢区分支給月額表

年月	対象年齢	区分	1人当たり月額(円)
平成23年4月～9月まで	0歳～中学校修了	一律	13,000
平成23年10月～24年3月分まで	3歳未満	一律	15,000
	3歳～小学校修了	第1子、第2子	10,000
		第3子以降	15,000
	中学生～中学校修了	一律	10,000

#### ② 24年度年齢区分支給月額表

年月	対象年齢	区分	1人当たり月額(円)
平成24年4月～	3歳未満	一律	15,000
	3歳～小学校修了	第1子、第2子	10,000
		第3子以降	15,000
	中学生～中学校修了	一律	10,000

#### 【経費】

年度	対象児童数(人)	歳入(円)	歳出(円)
平成23年度決算額	4392	国庫負担 498,197,997 県負担 73,961,997	646,122,000
平成24年度決算額	4187	国庫負担 394,990,330 県負担 84,092,330	563,195,000



## 《児童扶養手当》

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母又は父（父の場合は、児童と生計を同じくしていることが必要）、もしくは父母にかわってその児童を養育している者に支給する制度です。

（根拠法令）：児童扶養手当法

### 【現況・経費】

年度	認定者数（受給者数）（人）	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	355（342）8月現況届時	国庫負担 52,743,260	158,839,720
平成24年度決算額	358（337）8月現況届時	国庫負担 53,435,680	160,300,410

## 《特別児童扶養手当》

子どもの健やかな成長を願って20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある子どもを家庭で保護、監督している父又は母、もしくは養育されている者に対し支給する制度です。

（根拠法令）：特別児童扶養手当等支給に関する法律

### 【現況・経費】

年度	受給者数（人）	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	74	国庫委託金 99,576	県進達
平成24年度決算額	61	国庫委託金 96,295	県進達



### 〔3〕 出産祝金支給事業（市単独事業）

この事業は、新生児に対し出産祝金を支給することにより、出産を祝福し、将来における健全な家族構成および阿波市の人口増加に伴う活性化を目的とし該当者に支給しています。

（根拠法令）：阿波市出産祝金支給に関する条例 阿波市出産祝金支給に関する条例施行規則

#### 【現況】

区分	支給額（円）	
	平成17年度～平成18年度	平成19年度以降
第1子	10,000	30,000
第2子	30,000	50,000
第3子	50,000	100,000
第4子以降	100,000	200,000

#### 【支給者数・実支出額】

項目 人数	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人	支給額（円）	人	支給額（円）	人	支給額（円）	人	支給額（円）
第1子	110	1,100,000	109	1,090,000	91	2,730,000	96	2,880,000
第2子	85	2,550,000	102	3,060,000	91	4,550,000	91	4,550,000
第3子	29	1,450,000	49	2,450,000	32	3,200,000	41	4,100,000
第4子以降	7	700,000	13	1,300,000	8	1,600,000	8	1,600,000
合計	231	5,800,000	273	7,900,000	222	12,080,000	236	13,130,000

項目 人数	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	人	支給額（円）	人	支給額（円）	人	支給額（円）	人	支給額（円）
第1子	88	2,640,000	86	2,580,000	79	2,370,000	78	2,340,000
第2子	92	4,600,000	85	4,250,000	90	4,500,000	79	3,950,000
第3子	34	3,400,000	36	3,600,000	43	4,300,000	19	1,900,000
第4子以降	11	2,200,000	19	3,800,000	8	1,600,000	11	2,200,000
合計	225	12,840,000	226	14,230,000	220	12,770,000	187	10,390,000

#### 【経費】

年度	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	市税等	12,770,000
平成24年度決算額	市税等	10,390,000

#### 〔4〕ファミリー・サポート・センター事業

仕事と家庭の両立及び地域の子育て支援機能強化の一環として、地域における勤労者等の臨時的・一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で育児に関する相互援助活動を行うことを目的に設置しています。

(根拠法令)：阿波市ファミリー・サポート・センター設置及び事業実施要綱  
補助金要綱

#### 【現況】

この事業は、平成22年度に設置準備年で要綱を定め、アドバイザーの設置及び会員登録や事業の周知等を実施した後、23年度から公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークに委託し援助活動を開始しています。

年度	内容
平成22年度	9月 設置及び事業実施要綱及び会則等の制定 10月 アドバイザー募集及び登録会員募集開始 11月～12月 専門講座開催・センター事務局(アドバイザー勤務)
平成23年度	4月 財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク業務委託契約 7月 専門講習会等開始 年間 登録会員募集
平成24年度	4月 財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク業務委託契約 5月・9月 専門講習会開催 7月～3月 登録会員等交流会開催 年間 登録会員募集
平成25年度	4月 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク業務委託契約 5月 こどもフェスタ参加 会員登録啓発活動 6月 専門講習会・交流会開催開始 年間 登録会員募集

	依頼会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	合計	活動件数 (件)
平成22年度末	77	28	8	113	
平成23年度末	144	58	18	220	98(12ヶ月間)
平成24年度末	172	68	22	262	566(12ヶ月間)
平成25年9月末	182	78	24	284	517(6ヶ月間)

#### 【経費】

年度	歳入(円)	歳出(円)
平成22年度決算額	県補 3,267,000	3,383,609
平成23年度決算額	国庫交付金総額(補助率) 11,486,000 (1/2)	5,000,000
平成24年度決算額	国庫交付金総額(補助率) 10,579,000 (1/2)	5,000,000

## 〔5〕地域子育て支援拠点事業

この事業は、乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

(根拠法令)：補助金要綱

実施要件

### ① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

### 【現況】

子育て支援センターは、専任の保育士を配置し、専用ルームや園庭を開放し、子どもたちが自発的に遊べる場の提供や、育児相談、情報提供等を実施しています。

阿波市において、子育て支援拠点事業はひろば型1箇所とセンター型1箇所で開催しています。

### <センター型>

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に根付いた地域支援活動を展開するものです。

〈25年度からは、一般型〉

### ② 一般型

#### ・事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。

#### ・実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

#### ・実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

#### ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途加算の対象とする。

(ア) 拠点施設の開設場所を活用した一時預かり事業またはこれに準じた事業の実施

(イ) 拠点施設の開設場所を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施

(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業または養育支援訪問事業の実施

(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問動等）の実施

<ひろば型>

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するものです。

〈25年度からは、地域機能強化型〉

③ 地域機能強化型

・事業内容

①及び②の取組に加えて、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施する。

・実施場所

公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所であって、特に地域の子育て支援の拠点となるよう効果的・継続的な事業実施が可能でかつ地域社会に密着した場所。

・実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情や社会資源に精通した専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。少なくとも1名は常勤職員とすることが望ましい。）ただし、下記の(ア)利用者支援を実施する場合は3名以上配置すること。専任の者のうち1名は次に掲げる利用者支援に関する取組に専念すること。

・利用者支援及び地域支援

地域機能強化型にあっては、①に定める基本事業に加えて以下に掲げる利用者支援に関する取組又は地域支援に関する取組のいずれかあるいは両方を必ず実施すること。

(ア) 利用者支援

多様な子育て支援に関する給付・事業の中から子育て親子等が適切に選択できるよう地域の身近な立場から支援する以下に掲げるいずれかの取組。

a 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「子ども・子育て関連3法」という。）の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組

b 子ども・子育て関連3法の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組

c 認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

(イ) 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組

a 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

b 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

c 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

d 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

○さくらんぼルーム（地域機能強化型子育て支援センター）

平成22年度に移転して開設している子育て支援センター（さくらんぼルーム）は、児童数の減少等で廃校した日開谷幼稚園（旧市場町）を改修し、支援センターとして活用。

センター周辺環境は、豊かな自然に恵まれ、のどかな田園風景の広がる農村地帯である。子育てに不安をもつ保護者にとり、安らぎの空間場所となるよう利用を促進。

センター施設の中に併設する NPO 法人「めだかの学校」は、地域のボランティア団体の人たちの活動拠点としても利用されている。

センターを利用する親子と地域のボランティア団体のメンバーは、ほぼ毎日のように交流をもち、この交流を通し子育て経験のあるボランティアメンバーのアドバイス等を受けている。

また、センターすぐ北側には廃校された日開谷小学校を改修し、高齢者共同生活施設「城王いこいの郷」も設置されている。施設に入所している高齢者は、子どもたちと関わることにより、生きがいを見出し寂しさがやわらぎ、子どもたちとのふれあいが楽しみとなっている。支援センターでは親子と地域の人たちとの交流の輪を広げ、自然体験や野菜づくり、運動会や川遊びなどの事業を実施している。



▲地域機能強化型子育て支援センター 地域住民との交流会風景写真

	センター名	場所	対象者	開設日時
ひろば型	さくらんぼルーム	市場町	子育て中の親子 （主に保育所等に入所していない 3歳児以下の乳幼児とその保護者）	毎週 月～金 9時～16時 （土・日・祝日、 年末年始除く）
センター型	わんぱく広場	土成町		

センター名	年度	1日平均利用組数	職員数
さくらんぼルーム	平成23年度	14組	正規保育士 1人 臨時保育士 2人
	平成24年度	12組	
わんぱく広場	平成23年度	8組	正規保育士 1人 臨時保育士 1人
	平成24年度	7組	

センター名	施設概要	施設整備等（大規模改修）	事業費（円）
さくらんぼルーム	（旧日開谷幼稚園跡） 総面積 271 m <sup>2</sup> センター専用 65 m <sup>2</sup>	平成 22 年度事業 地域活性化・きめ細かな交付金 床暖房設置改修工事（10/10）	5,187,000
わんぱく広場	（土成中央保育所内） 床面積 1128.61 m <sup>2</sup> センター専用 194.5 m <sup>2</sup>	平成 22 年度事業 地域活性化・きめ細かな交付金 土成中央保育所床暖房設置工事 （10/10）	2,842,350

【経費】

年度	歳入（円）	歳出（円）
平成 23 年度決算額	国庫交付金総額 11,486,000	23,532,114
平成 24 年度決算額	国庫交付金総額 10,579,000	24,055,113



## 〔6〕 保育事業

### 《保育所》

保育所とは、家族（父母や祖父母など）が仕事や病気等いろいろな事情のため、家庭で保育できない生後8ヶ月～4歳までの児童を、保護者の委託を受けて保育を行うことを目的に設置した児童福祉施設です。

（根拠法令）：児童福祉法

**第二十四条** 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は**第三十九条第二項**に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

**第三十九条** ② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

**第三十五条** ③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

**第五十六条** ③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は**第五十一条第四号**若しくは**第五号**に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

（根拠法令）：阿波市立保育所設置及び管理に関する条例 ・ 条例施行規則  
：阿波市立保育所保育の実施に関する条例 ・ 条例施行規則 外8要綱

### 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例（抜粋）

#### （設置）

第1条 本市は、保育に欠ける乳児又は幼児を日日その保護者の委託を受けて保育するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)**第39条**に定める保育所を**法第35条第3項**の規定に基づき設置する。

中略

#### （入所資格）

第4条 保育所に入所できる者は、阿波市立保育所保育の実施に関する条例(平成17年阿波市条例第99号)**第2条**に規定する保育の実施基準に該当する者とする。

#### （保育料）

第5条 乳児又は幼児の保育については、**法第56条第3項**の規定に基づき、保育料を徴収する。

中略

(指定管理による管理)

第7条 保育所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

以下略

#### 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

(通則)

第1条 阿波市立保育所条例阿波市立保育所設置及び管理に関する条例(平成17年阿波市条例第98号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(保育時間)

第2条 保育所の保育時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、保育時間を変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 土曜日 午前8時30分から午後0時15分まで

(乳児等の引率義務)

第3条 乳児又は幼児の登所降所は、保護者が引率し、責任をもって行わなければならない

#### 阿波市立保育所保育の実施に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

以下略

#### 阿波市立保育所保育の実施に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、阿波市立保育所保育の実施に関する条例（平成17年阿波市条例第99号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

中略

（保育料）

第8条 市長は、保育所に入所した児童又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下「納入義務者」という。）から法第56条第3項の規定に基づく保育料（以下「保育料」という。）を徴収する。

2 保育料の額は、当該児童の属する世帯の階層区分及び当該児童の年齢区分によって別表に定めるところにより、決定する。

3 保育料は、児童が月の途中で保育所へ入所又は保育所を退所した場合、当月分を徴収するものとする。

4 第2項の規定により保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書により納入義務者に通知するものとする。また、その額を変更したときは、保育料変更通知書により納入義務者に通知するものとする。

（保育料の減免）

第9条 市長は、前条第1項の納入義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。
- (3) 傷病等により不測の出費を要し、その額が著しく大きいとき。
- (4) 天災その他これに類する災害により、著しい損害を被ったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

以下略

## 別表

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第5階層から第10階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	非課税世帯	5,000	4,000	4,000
第3階層		均等割のみの世帯	11,000	8,500	8,000
第4階層		所得割課税世帯	14,000	11,900	11,000
第5階層		40,000円未満	17,800	15,300	15,300
第6階層		40,000円以上62,500円未満	24,000	22,000	21,000
第7階層		62,500円以上103,000円未満	31,000	26,000	25,000
第8階層		103,000円以上177,500円未満	35,000	28,000	27,000
第9階層		177,500円以上413,000円未満	39,000	30,000	27,000
第10階層		413,000円以上	41,000	32,000	28,000

## 【現況】

〈子育て支援サービスの拡充等経済的支援〉

## (保育料負担の軽減)

阿波市の保育料保護者負担は、国の8階層区分をさらに10階層(所得税額区分の細分化)に区分しています。

阿波市において、階層区分別基準額の設定は国の各階層区分をそれぞれ100として、その低減の各階層全体を平均し、率にして56.7%の経済的支援をしております。

よって、保護者の負担軽減率は43.3%で国の基準額の約4割強軽減しております。

また、年齢ごとの階層で最も該当世帯の多い階層は5階層(国は4階層)で、この階層の軽減率をより高くし、多くの保育料負担世帯に経済的支援が受けられるよう設定しています。

さらに、同時入所減免や多子世帯の減額等でなお一層の保育料負担軽減を図っています。

※軽減率が高いほど保育料負担軽減が大きい ※低減率が低いほど経済的支援の拡充が大きい

○年齢ごとの階層で最も該当世帯の多い5階層区分データ

年齢	a 阿波市基準額 (b 国基準額) a / b = 低減率	年度 (平成)	①区分該当児童数	①/年齢別全児童数(率)
3歳児未満	17,800円 (30,000円) 59.33%	23年度	75人	75/312 (24%)
		24年度	84人	84/348 (24%)
3歳児	15,300円 (27,000円) 56.66%	23年度	52人	52/208 (25%)
		24年度	47人	47/204 (23%)
4歳児以上	15,300円 (27,000円) 56.66%	23年度	30人	30/136 (22%)
		24年度	37人	37/146 (25%)

※県内近隣市町村の世帯階層区分及び当該児童の年齢区分の保育料基準額は、資料編P57～59 参考

○阿波市立保育所一覧

名称	位置	備考
一条保育所	吉野町西条字岡ノ川原 135 番地	H27.4 開所予定 一条幼・吉野中央保 幼保連携施設整備
吉野中央保育所	吉野町西条字大野神 39 番地 5	H27.4 開所予定 一条幼・一条保 幼保連携施設整備
柿原保育所	吉野町柿原字ヒロナカ 256 番地 1	
土成中央保育所	土成町吉田字山の神 23 番地 1	土成中央幼との幼保一体化施設
市場保育所	市場町市場字上野段 664 番地	
大俣保育所	市場町上喜来字窪二俣 1781 番地 3	
八幡第一保育所	市場町大野島字稲荷 179 番地 1 H24.12 市場町山野上字立石 48 (仮設保育所)	H26.4 開所予定 八幡幼・八幡第二保 幼保連携施設整備
八幡第二保育所	市場町山野上字立石 48 番地	H26.4 開所予定 八幡幼・八幡第一保 幼保連携施設整備
伊沢保育所	阿波町南柴生 168 番地	
林保育所	阿波町東整理 121 番地 1	
久勝保育所	阿波町野神 93 番地	H25.4 指定管理者による管理運営開始 (有) かもめ体育保育園

○阿波市幼稚園入園・保育所入所 年齢別児童数一覧表（4町トータル）

町名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
吉野 (一条保) (吉野中央) (柿原保)  (一条幼) (柿原幼)	0 歳児	14	13	1
	1 歳児	20	25	25
	2 歳児	34	30	32
	3 歳児	37	36	30
	4 歳児	39	32	29
	4 歳児	24	19	22
	5 歳児	47	63	52
小計		215	218	191
土成 (土成中央保)  (土成中央幼)	0 歳児	15	7	6
	1 歳児	29	38	21
	2 歳児	35	32	52
	3 歳児	36	41	32
	4 歳児	0	0	0
	4 歳児	67	41	54
	5 歳児	75	74	47
小計		257	233	212
市場 (市場保) (八幡第一保) (八幡第二保) (大俣保)  (市場幼) (八幡幼) (大俣保)	0 歳児	7	17	3
	1 歳児	24	21	24
	2 歳児	42	36	31
	3 歳児	50	55	41
	4 歳児	52	30	29
	4 歳児	29	39	46
	5 歳児	69	84	67
小計		273	282	241
阿波 (伊沢保) (林保) (久勝保)  (伊沢幼) (林幼) (久勝幼)	0 歳児	21	34	14
	1 歳児	47	43	50
	2 歳児	67	52	51
	3 歳児	76	74	63
	4 歳児	66	69	67
	4 歳児	30	12	21
	5 歳児	85	100	88
小計		392	384	354
合計		1137	1117	998

○特別保育等実施状況

《一時預かり事業》（子育て交付金対象事業）

目的：児童の保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育事業を実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

内容：満1歳以上の児童で、保育所開所日のうち毎週月～金の8：30～17：00まで。

①非定型的保育事業・・・家庭における何らかの事由により保育が困難となる児童、入所児童との交流を必要とする児童等の保育で、週3日程度（1ヶ月12日）を限度とする。

②緊急保育事業・・・保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護又は冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要とする児童の保育で2ヶ月を限度とする。

実施場所：土成中央保育所（一時保育事業の専任保育士を配置） 保育料：日額2,000円

【利用実績】

年度	年間延利用児童数 (補助対象外児童数)	開所日数(年間)
平成23年度	269人(30人)	157日
平成24年度	486人(316人)	245日

【経費】

年度	歳入(円)	歳出(円)
平成23年度決算額	国庫交付金総額 11,486,000 一時保育事業保育料 538,000	3,779,100
平成24年度決算額	国庫交付金総額 10,579,000 一時保育事業保育料 972,000	3,646,850

《延長保育事業》

目的：児童の保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育をすることにより、児童及びその家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

内容：市立保育所に入所している児童の保護者の就労形態、残業等をやむ負え得ない事情のため延長保育が必要な児童に対し、保育所開所日のうち、毎週月～金の19：00まで保育する。

実施場所：市内全保育所 保育料：月額2,500円 又は 日額250円

【利用実績】

年度	利用延べ人数(人)	歳入(円)(特別保育利用料)
H23年度	1500	296,250
H24年度	1088	234,250

《早朝保育》 保育所開所時間 7：30～8：30までの1時間 保育料：無料

《土曜保育》 土曜日の午前中開所 7：30～12：15まで開所 保育料：基準の保育料に含む

【経費】

保育料歳入

単位：円

	費用区分	各年度決算額		決算見込額	当初予算額
		H22	H23	H24	H25
		保育所	保育所	保育所	保育所
保育所 (11ヶ所)	保育料収納額	117,028,000	114,039,600	105,998,600	114,356,000
	一般財源 (普通交付税及び市税等)	696,890,610	688,377,080	705,068,235	711,763,000

保育所費歳出

単位：円

	費用区分	各年度決算額		決算見込額	当初予算額
		H22	H23	H24	H25
		保育所	保育所	保育所	保育所
保育所 (11ヶ所)	人件費等	668,642,846	654,940,676	655,863,728	600,764,000
	運営費	133,203,549	133,902,872	131,988,393	211,743,000 (指定管理料含む)
	維持管理費	12,072,215	13,573,132	23,214,714	13,612,000
	総計(A+B)	813,918,610	802,416,680	811,066,835	826,119,000



## 《保育所指定管理者導入概要》

## 久勝保育所 →

### 1 指定管理者制度の概要

平成15年9月、地方自治法の一部が改正され、公共団体、公共的団体や特定の出資法人に限って「公の施設」の管理を委託できるとされていた「管理委託制度」が廃止になり、新たに市が直接管理している施設について、自治体が認めた指定管理者に管理運営を委託する「指定管理者制度」が創設されました。

### 2 保育所への導入について

#### ☆導入の基本的な考え方（方向性）

平成20年6月に設置した、児童福祉施設（保育所等）の指定管理者制度導入等検討委員会で、保育所の今後の運営について検討が行われ、最終的な報告を平成22年2月に市長へ答申されています。

#### （答申書要約）※答申書写し 資料編P 参考

検討委員会で協議された答申書は市長へ提出され、阿波市立保育所の指定管理者制度導入について要望されており、この答申書を受け、本市の方向性として児童保育の根幹を揺るがすことなく、阿波・市場の保育所の中から、モデル施設として1箇所制度導入を目指すこととなりました。

#### （重要施策の一環）

阿波市次世代育成支援行動計画後期計画（次世代育成支援対策推進法に基づく計画）のメインプランの1事業として、民間活力導入を積極的に推進しますと位置づけております。このことから、保育所への指定管理者制度の導入を目指すこととしています。

#### ☆導入の目的

多様化する住民ニーズに、行政と民間との適切な役割分担の下、効果的、効率的に対応するため民間活力を導入し、保育サービスの拡充と向上を図ることを目的とします。

#### ☆管理運営に対する基本的な考え方

保育所は保育の充実に努力することに加えて、地域の子育て家庭の育児についての不安や悩みに、専門知識や経験を生かして支援していくことも大切な役割となっています。

また、地域に開かれ、地域の人々に支えられた保育所として、保護者同士のつながりの支援を始め、地域住民や他の保育所等とも幅広い連携を深める必要があります。

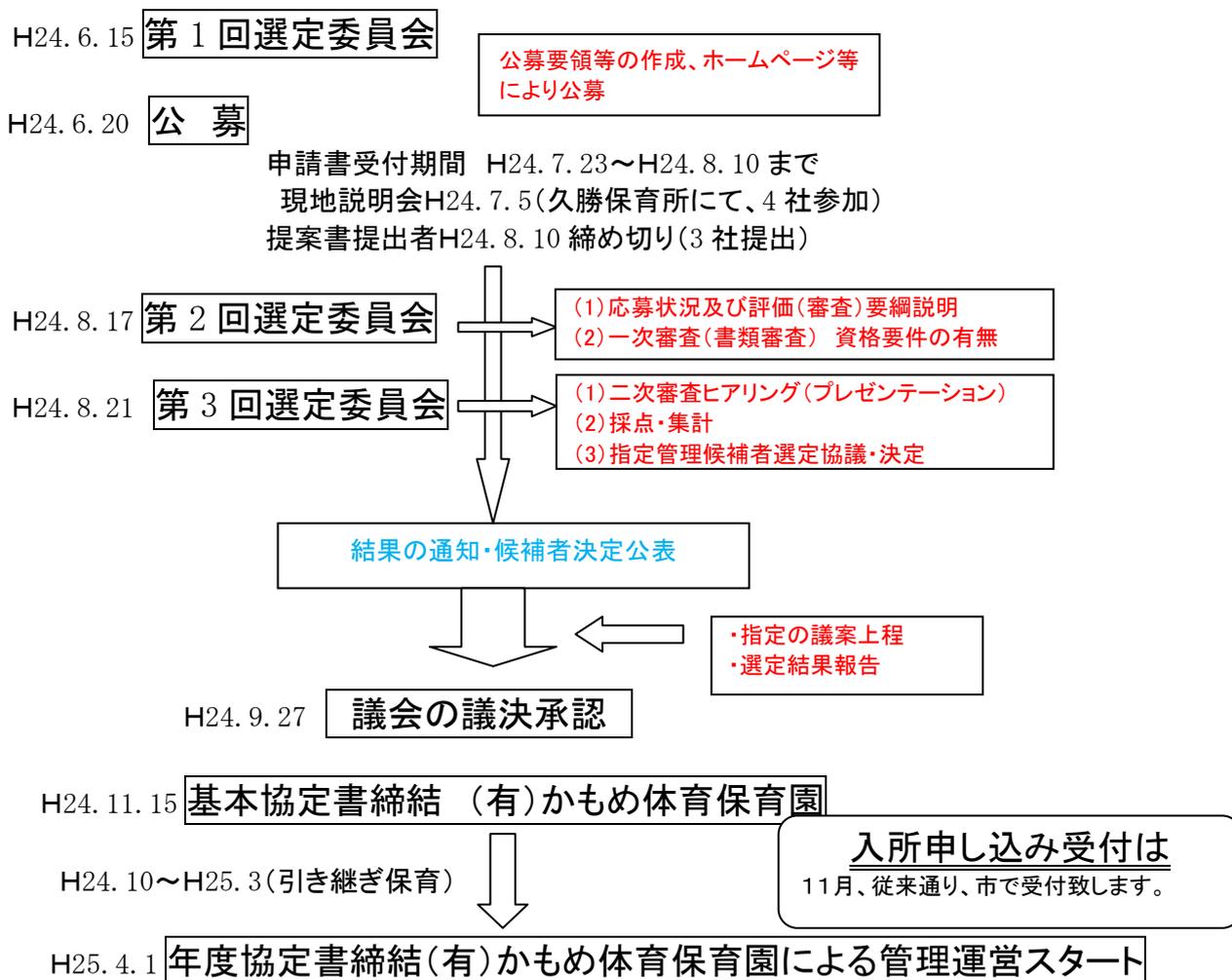
#### ☆保育所指定管理者制度導入の経緯

- (1) H20年度～21年度の2箇年かけ指定管理者制度導入等検討委員会での協議（全7回）
- (2) H22.2.10 (1)の検討委員会から市長へ答申書の提出
- (3) H20年度～23年度の3箇年余かけ保護者説明会、職員対象説明会等（全33回）
- (4) H22年度～23年度にかけ、議会委員会等に提案説明（全3回）
- (5) 平成24年3月 平成24年第1回定例議会に阿波市立保育所条例の一部改正提案
- (6) 平成24年3月19日 上記条例改正承認
- (7) 導入施設選定

導入するにあたっては、管理運営要件を様々な角度から勘案しなければならないため、次の要件を比較対照し、よりよい施設を選定。

- ①平均した充足率 ②児童の受入れ年齢（8ヶ月～4歳児） ③施設の建築年度
- ④地域バランス（地理的条件） ⑤アクセス（交通の便） ⑥特別保育の需要
- (8) 平成24年4月25日 久勝保育所保護者会総会で、25年度4月目標に導入する説明
- (9) 平成24年5月1日 広報阿波5月号 阿波市立久勝保育所への指定管理者制度導入周知

(10) 平成 24 年 6 月指定管理者公募開始  
 公募～管理運営開始までのフロー



☆指定管理者による管理・運営の期間

- (1) 指定管理期間 平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 までの 5 年間
- (2) 保育料の収受に関すること。

保育料は市の基準額(保育所保育の実務に関する条例施行規則)を市が徴収します。

☆指定管理者が行う業務内容追加提案

項 目	提案する業務	現在の業務
(1)早朝保育	・平日(月～金)7:00～ (土) 7:30～ ・利用料 無料	・平日(月～土)7:30～ ・利用料 無料
(2)延長保育	・土曜日 12:15～17:30 ・利用料 1日(回)@800 ・給食・おやつ 有り	・土曜日 12:15 まで ・軽食
(3)乳児保育	・生後 6ヶ月から	・生後 8ヶ月から
(4)休日保育	・祝祭日 8:30～17:30 ・利用料 1日(回)@2500 ・給食・おやつ 無(持参)	・無

## 〔7〕保育の質の向上（プログラム）事業

### 〈幼保一体化職員研修事業〉

保育サービスの多様化に伴って生じる幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を推進する事業です。

保育及び教育を一体的に行うためには保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られなければならない。そのためには保育所・幼稚園の職員間の交流や研修を実施し、幼保一体化に向けた職員の意識改革と資質の向上を目的とした研修の実施です。

#### 【実績】

○平成 24 年度保育の質の向上のための視察研修会

(1) 視察先 愛媛県松山市 認定こども園 椿幼稚園 はなみずき保育園

日時 平成 24 年 11 月 13 日

講師 大村園長・乗松幼稚園部主任・稲葉保育部主任

受講者 幼稚園職員 9・保育所職員 22・教育委員会、福祉事務局等 10

#### ※研修のまとめ

今回の視察研修で、幼保一体化に向けた取り組みは、事務方と現場方が十分な協議をし、合意の下で一体化されなければ、真の幼保連携型認定こども園とはいえないであろう。

国の基準、地域主権による地域の裁量による県の基準等、法に基づく事務事業は内閣府で一本化され事務方については整備されたと思われる。（多少、官民の温度差は感じた。）

しかしながら、実際に子どもを保育・教育する現場では、幼稚園と保育所がもつそれぞれのニーズや課題、文化を一体化するためには時間を要する。急速に一体化すると無理が生じると思われる。

そのためには、事務方の机上論でなく、むしろ現場方が事務方をリードするくらいの職員の意識改革が求められる。改革の一方策として、職員の保育所から幼稚園、幼稚園から保育所への配属をすることにより、幼保の互いの立場を理解し認め合うことができる。

このことにより、1 児童が 0 歳～5 歳までの連続した保育・教育が豊かに受けることができると考えられる。ついては、各職員の配置に重点を置き、将来的に設置する幼保連携型認定こども園がスムーズに開所できるよう整備を進めることが望まれる。

(2) 視察先 美馬市脇町 江原認定こども園

日時 平成 25 年 3 月 14 日

講師 藤川園長・江原認定こども園職員

受講者 幼稚園職員 9・保育所職員 12・教育委員会、福祉事務局 4

#### ※研修のまとめ

今回の視察研修は、24 年 4 月に開所した美馬市の新設認定こども園の園長はじめ職員の方の、具体的な話が聴けた。

美馬市では、認定こども園の施設整備施工前から、職員の配置や幼保の交流、研修を実施し認定こども園としての管理運営をスタートさせるため各職員が認識を深めていった。その期間は約 2 年かけ行った。このことにより、職員間の意識高揚を図った。

また、美馬市全域の保育施設における、保育サービスの統一化が、認定こども園と現行の幼稚園と保育所では異なるため、その整合性を図るためには、保護者や議会への説明に時間を要すると思われる。さらに、保育サービスの拡充とともにそのサービスに伴う利用料（保育料）の設定においても検討しておいた方が良くと思われる。

いずれにしても、新たな幼保の管理運営がスタートするには、職員の意識改革と事務的作業に時間と労力が必要不可欠である。

## 〔8〕 保育所施設整備事業

### 〈幼保連携施設整備事業〉

○平成23年度八幡地区・一条地区 幼保連携施設整備事業基本計画策定

#### 〈基本計画策定の概要〉

阿波市では、公立保育所11カ所・公立幼稚園9園を設置し、幼児教育、保育等を行っています。

施設については、保育所及び幼稚園ともに老朽化が進んでおり、抜本的な施設の安全対策を図り、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備することが急務であると考えています。

このような中、阿波市の児童福祉施設の運営方法等を検討する委員会が設置され、最終的な意見が答申されました。この答申書を踏まえ、本市では保育所の統廃合に併せ、幼稚園との幼保連携施設整備を図ることになりました。

#### 〈基本計画策定の目的〉

保育所の統廃合による施設整備を実施するにあたり、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供できる機能を備える幼保連携施設を整備することとし、その基本的な計画を策定することが目的です。

#### 〈経緯〉

年度	月日	事項	備考
H20 ～ H21	H20.6.1	★阿波市保育所・児童館・放課後児童クラブ指定管理者制度導入検討委員会設置	延7回協議
	H22.2.10	★答申書の提出	※資料編P72参考
	H22.3	★定例議会	保育所の再編・新築協議
H22	8.6	★文教厚生常任委員会の開催 (議会閉会中の継続調査)	保育所統廃合協議
	9.1	★定例議会初日 上記委員長報告	継続調査報告
	10.21	★当該保育所保護者アンケート実施	実施期間 10/15～21 7日間
	12.8	★当該保育所保護者会説明会	開催日 延4日 12/ 8.14.17.21
	H23.1～3	★施設整備検討地事前調査業務委託	(株)四電技術コンサルタント
	23.3	★定例議会 合併特例債の起債運用事業説明 ★文教厚生常任委員会	幼保連携施設整備事業 保育所統廃合協議
H23	H23.6	★幼保連携施設整備事業基本計画策定業務委託費予算計上 ★文教厚生常任委員会委員長報告	6月補正 基本計画策定説明
	8.15	★幼保連携施設整備基本計画等策定検討委員会設置	※資料編P74参考
	12.20	★基本計画(素案)議会全員協議会説明	
	H23.12	★基本計画(素案)パブリックコメントの実施	意見はなし
	H23.12	★基本計画策定、製本	

《根拠となる基本計画等》

- ★第1次阿波市総合計画 ・基本構想：安全・安心なまちづくり
  - ・基本計画：子育て支援の充実＝地域における子育て支援の充実（幼保一元化の検討・推進）
- ★新市まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項）
  - ・主要施策：安全で安心して暮らせるまちづくり＝社会保障づくり／保育の充実（幼保一元化の推進）
- ★阿波市次世代育成支援行動計画後期行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
  - ・重要施策：メインプラン3 保育の充実＝幼保一元化に向けた取組の推進

《八幡地区幼保連携施設整備事業》

平成24年度実績概要

内容	詳細
本体工事関係	①設計プロポーザル審査日 H24. 5. 31 （株）宮建築設計 ・設計契約日 H24. 6. 7 ・履行期間 H24. 6. 8～H25. 2. 28 ②監理契約日 H25. 3. 20 （株）宮建築設計 ・履行期間 H25. 3. 21～H26. 2. 14 ③工事総合評価方式入札日 H25. 2. 14 鳳建設・三木建設共同企業体 ・契約日 H24. 2. 22 ・工期 議会議決日の翌日 H25. 3. 16～H26. 1. 31
仮設保育所 ③仮設幼稚園 工事関係	①設計監理契約日 H24. 7. 5 安友建築設計事務所 ・履行期間 H24. 7. 6～H12. 26 ②・工事請負契約日 H24. 9. 11（株）福永組 ・工期 H24. 9. 12～H26. 3. 28（563日） ③設計 岡島設計（小学校余裕教室を仮設幼に） ・工事請負（有）リフォームセンター阿波
解体工事関係	①設計契約日 H24. 6. 3 安友建築設計事務所 ・履行期間 H24. 6. 4～8. 17 ②監理契約日 H24. 12. 10 安友建築設計事務所 ・履行期間 H24. 12. 11～H25. 3. 21 ③工事請負日 H24. 12. 5（有）リフォームセンター阿波 ・工期 H24. 12. 6～H25. 3. 15
その他 業務関係	①買収用地補償算定（株）補償実務 ②家屋事前調査（有）積進コンサルタント ③地質調査（株）四国ボーリング工業 ④公有財産購入 完了日 H25. 3. 28 ⑤分筆登記 （社）県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 ⑥不動産鑑定（株）大和経済鑑定所
法的整備等	①税務署事前協議 申出日 H24. 10. 30 ・完了報告日 H25. 3. 28 ②財産処分に係る適正化法 完了報告日 H25. 3. 22（解体工事承認日） ③保育所設置条例に関する告示 新築工事による仮設保育所への移転関係 仮設保育所引っ越し日 H24. 12. 22 ④幼稚園八幡小学校余裕教室に引っ越し H24. 12. 28

# 八幡幼保連携施設

## イメージ図

八幡幼保連携施設 イメージ図

(南東 園庭からのイメージ)



## 〔9〕子育て短期支援事業

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（根拠法令）：阿波市子育て短期支援事業実施要綱

### 《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》 子育て支援交付金対象事業

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により養育が困難になった児童を養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービス。

・利用できる期間：7日以内 ・委託先：6施設

委託先施設			平成23年度利用実績		平成24年度利用実績	
施設種別	施設名 〔委託先〕		実人員	延日数	実人員	延日数
1 児童養護施設	阿波国慈恵院 社会福祉法人阿波国慈恵院		—	—	—	—
2 児童養護施設	常楽園 社会福祉法人常楽園		—	—	—	—
3 児童養護施設	加茂愛育園 社会福祉法人 愛育園		—	—	—	—
4 児童養護施設	徳島児童ホーム 社会福祉法人矯風会		—	—	—	—
5 児童養護施設	鳴門こども園 社会福祉法人寿福祉会		—	—	—	—
6 乳児院	徳島赤十字乳児院特殊法人 日本赤十字社徳島県支部		1	12	—	—

### 《夜間養護（トワイライトステイ）等事業》 子育て支援交付金対象事業

保護者の恒常的な残業等により夜間や休日に養育が困難になった児童を養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する保育サービス。

・利用できる期間：特に制限なし ・委託先：5施設

委託先施設			平成23年度利用実績		平成24年度利用実績	
施設種別	施設名 〔委託先〕		実人員	延日数	実人員	延日数
1 児童養護施設	阿波国慈恵院 社会福祉法人阿波国慈恵院		—	—	—	—
2 児童養護施設	常楽園 社会福祉法人常楽園		4	4	—	—
3 児童養護施設	加茂愛育園 社会福祉法人 愛育園		—	—	—	—
4 児童養護施設	徳島児童ホーム 社会福祉法人矯風会		—	—	—	—
5 児童養護施設	鳴門こども園 社会福祉法人寿福祉会		3	189	3	202

### 【経費】

年度	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	国庫交付金総額 11,486,000	383,450
平成24年度決算額	国庫交付金総額 10,579,000	329,800

## [10] 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園の預かり保育は、教育課程に係る教育時間の終了後、地域の実態や保護者の希望により、午後からの保育や夏休み等の長期休業中も保育するサービス。

(根拠法令)：学校教育法

### ○阿波市立幼稚園概要

幼稚園名	保育時間 (預かり保育時間)	月額保育料 単位：円 (預かり保育月額)	昼食	バス 有無
一条幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無
柿原幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無
土成中央幼稚園	8時30分～13時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	園内給食	有 月額 1,000
八幡幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無
市場幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無
大俣幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	有 (一部) 無料
久勝幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無
伊沢幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	有 (一部) 無料
林幼稚園	8時～12時まで (原則17時まで)	5,500 (4,500)	預かり保育園児のみ弁当持参 (外注弁当可)	無

・預かり保育を希望する場合は、「預かり保育利用申込書」の提出が必要です。

また、原則17時までであるが、18時までの預かり保育については就労証明書の提出が必要です。

### ○預かり保育利用園児延人数

園名 年度	一条	柿原	土成 中央	八幡	市場	大俣	久勝	伊沢	林
H21年度	211	170	660	14	229	43	162	302	259
H22年度	295	152	988	60	164	92	179	318	173
H23年度	233	299	1161	14	156	113	273	209	298
H24年度	291	317	1011	100	184	183	204	259	242
合計	1030	938	3820	288	733	431	818	1088	972

### ○年度合計・地区別合計 (吉野・土成・市場・阿波)

年度	合計	吉野	土成	市場	阿波	年度	合計	吉野	土成	市場	阿波
21年度	2050	381	660	286	723	23年度	2756	532	1161	283	780
22年度	2421	447	988	316	670	24年度	2791	608	1011	467	705

## [11] 放課後児童健全育成事業

この事業は、放課後児童クラブを設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え、当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(根拠法令) : 児童福祉法 : 阿波市放課後児童健全育成事業運営要綱

### 《放課後児童クラブ・学童保育事業》 児童環境づくり基盤整備事業費補助金対象事業

#### 【現況】

市内の小学校に在籍する概ね小学校6年生までの児童を対象に、放課後等において放課後児童クラブまたは学童保育所を、市内7カ所で開設しているものです。

クラブ名	場所	開設時間	
		通常	長期休暇
一条放課後児童クラブ	吉野町西条字岡ノ川原135番地 一条小学校余裕教室	13時～18時 (5時間)	8時～18時 (10時間)
柿原放課後児童クラブ	吉野町柿原字ヒロナカ256番地 柿原小学校余裕教室	13時～18時 (5時間)	8時～18時 (10時間)
御所小放課後児童クラブ	土成町宮川内字広坪28番地	13時～18時 (5時間)	7時30～18時 (10.5時間)
土成小放課後児童クラブ	土成町成当1203番地 土成小学校敷地内	14時～18時 (4時間)	8時30～18時 (9.5時間)
久勝学童保育久勝KID'S	阿波町森沢31番地	13時～19時15 (6.25時間)	7時30～19時15 (11.75時間)
伊沢学童保育伊沢KID'S	阿波町南柴生172番地 伊沢小学校余裕教室	13時～18時 (5時間)	8時～18時30 (10.5時間)
林学童保育林KID'S	阿波町東整理116番地1 林小学校敷地内	11時20～18時45 (7.41時間)	7時30～18時45 (11.25時間)

クラブ名	開設年月日	専用面積	23年度		24年度	
			児童数 (障害)	指導員数 (受入職員)	児童数 (障害)	指導員数 (受入職員)
一条放課後児童クラブ	H15.5.1	124.67 m <sup>2</sup>	33 (2)	常2・非1・ 他非2・(1)	31 (1)	常2・非3・ 他非2・(1)
柿原放課後児童クラブ	H15.5.1	143.05 m <sup>2</sup>	31 (1)	常2・非3・ 他非2・(1)	39 (1)	常2・非1・ 他非4・(1)
御所小放課後児童クラブ	H18.7.1	88 m <sup>2</sup>	34	常1・非1・ 他常1	39	常1・非1・他 常2・他非1
土成小放課後児童クラブ	H16.5.1	206 m <sup>2</sup>	40	常3・ 他常1	44 (2)	常3・他常1 (1)
久勝学童保育久勝KID'S	H10.12.12	131.77 m <sup>2</sup>	40	常3・非1・ 他非5	50 (2)	常2・他常3 (1)
伊沢学童保育伊沢KID'S	H11.6.1	102.06 m <sup>2</sup>	24	常5	25 (2)	常1・他常3 他非1・(1)
林学童保育林KID'S	H11.4.10	98.82 m <sup>2</sup>	35 (1)	常4・ 他非1・(1)	38 (1)	常2・他常2 他非1・(1)

【経費】

年度	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	国庫・県費補助金（補助率） 15,845,000（補助基準額の2/3）	32,546,440 （内委託料 32,317,340）
平成24年度決算額	国庫・県費補助金（補助率） 20,178,000（補助基準額の2/3）	37,712,000 （内委託料 37,572,350）

【経費内訳】

クラブ名	各クラブ委託料内訳	
	23年度（円）	24年度（円）
一条放課後児童クラブ	4,878,000	4,546,600
柿原放課後児童クラブ	4,975,500	5,922,500
御所小放課後児童クラブ	3,362,500	4,438,500
土成小放課後児童クラブ	4,361,500	5,848,000
久勝学童保育久勝KID'S	5,409,360	6,612,230
伊沢学童保育伊沢KID'S	3,702,000	4,719,000
林学童保育林KID'S	5,628,480	5,485,520

《施設整備事業》 児童厚生施設等整備費補助金（県補助金 補助率2/3）

○平成22年度久勝学童保育室新築工事事業

久勝学童保育久勝KID'Sが、事業を実施していた建物が古く、老朽化が激しい。また敷地面積、床面積ともに十分な広さでないうえに、駐車場もなかったため、保護者が児童を迎えに来るのが困難な状況であった。さらに、小学校から約150mの距離があった。

そこで、児童が放課後通所する際の安全面等を考慮し、小学校に隣接する用地に移転し、施設新築整備をすることとなった。

この施設整備により、児童、保護者はもちろんのこと指導員及び地域住民に安全・安心な放課後の児童の生活の場の提供を実施することができている。

【保育室概要】

室名	玄関	ホール	保育室	勉強室	炊事場	事務室	便所	合計
面積（㎡）	4.5125	12.635	59.565	9.8325	18.05	18.05	9.12	131.77

【経費】

歳入歳出決算額	歳入（円）	歳出（円）	（内訳）
	県補助金 12,083,000	20,485,500	1,428,000（設計監理委託料） 19,057,500（工事請負費）

## 《児童館》 補助対象外

児童館は、健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康増進と健やかな育成を図ることを目的とする。

(根拠法令) : 阿波市児童館及び児童センターの設置及び管理に関する条例

阿波市児童館及び児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則 など

### 【現況】

児童館は、市場町に3カ所あり、平成21年度から阿波市社会福祉協議会に指定管理委託をしています。

指定管理については、平成21年度から23年度までの3箇年協定を締結し、24年度～26年度まで新たに3カ年の協定を締結しています。

施設名	場所	開館時間
八幡児童館	市場町山野上字立石 48 番地	(通常) 平日 10 時～18 時 土曜 9 時～17 時
市場児童センター	市場町市場字上野段 426 番地 1	
大俣児童館	市場町大俣字行峯 258 番地 1	(長期休業中) 平日 8 時 30 分～18 時 土曜 9 時～17 時

施設名	開館年月日	構造	面積
八幡児童館	S 60. 4. 1	R C 造平屋建て (S 60. 3. 30 竣工) 木造平屋建て (H 18. 2. 21 増設)	456. 26 m <sup>2</sup>
市場児童センター	H 13. 4. 23	木造一部鉄骨造平屋建て (H 13. 3. 9 竣工)	1647. 96 m <sup>2</sup>
大俣児童館	H 14. 9. 7	木造一部 R C 造平屋建て (H 14. 8. 30 竣工)	1659. 55 m <sup>2</sup>

### 【経費・指定管理料】

年度	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 20 年度決算額	市税等	14, 724, 833 (正規職員人件費除く) (正規職員人件費予算 26, 229, 000)
平成 21 年度～平成 23 年度決算額	市税等	28, 350, 000
		85, 050, 000
		28, 350, 000
平成 24 年度～平成 26 年度見込み	市税等	28, 350, 000
		85, 050, 000
		28, 350, 000



## 〔12〕 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進事業

### 《乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）》子育て支援交付金対象事業

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

（根拠法令）：阿波市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

#### 【現況】

・事業開始年月日：平成21年4月1日      ・実施方法：在宅助産師3名に委託

○乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数

年度	訪問対象全家庭件数	訪問件数	うち、新生児訪問指導等と同時 に実施件数
平成23年度	248	158	116
平成24年度	224	125	96

#### 【経費】

年度	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度決算額	国庫交付金総額（補助率） 11,486,000（交付基準額の1/3）	1,134,000
平成24年度決算額	国庫交付金総額（補助率） 10,579,000（交付基準額の1/3）	875,000

### 《パパママ教室事業》

核家族化が進行する中で、妊娠、出産、育児に関する正しい知識を持つことにより、安心して子育てができるよう、妊婦同士の仲間づくりや交流の場としてまた、母親が負担や悩みを抱え込まず子育てができ、両親一緒に子どもを育てられるよう父親にも育児参加を求め、妊娠、出産、育児等の知識をより深めてもらうことを目的にパパママ教室を開催している。

#### 【現況】

年度	教室開催回数（回）	参加者数（人）	歳出額（円）
平成22年度	6	33	99,000
平成23年度	6	33	65,000
平成24年度	4	48	46,000

### 《乳幼児健診事業》

この事業は、病気の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的とする。

○乳児健診受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延受診者数（人）	524	530	461	507	426

○ 1歳6か月児健診受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数(人)	295	274	243	236	250
受信者数(人)	261	254	228	232	232
受診率(%)	88.4	92.7	93.8	98.3	92.8

○ 2歳児健診受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数(人)	291	299	257	272	249
受信者数(人)	254	257	235	244	240
受診率(%)	87.2	86.0	91.4	89.7	96.4

○ 3歳児健診受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数(人)	310	302	288	272	291
受信者数(人)	253	254	258	246	269
受診率(%)	81.6	84.1	89.6	90.4	92.4

○ 股関節脱臼検診受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延受診者数(人)	246	250	236	245	182

《生活習慣病予防対策事業》

生活習慣病を予防するためには健康的な生活習慣を身につけることが大切であり、大人になってから変えることはとても困難です。

そのため、生活習慣病予防対策は小児期からの食生活が重視され、乳幼児期からの予防も必要であり、その対策として健康づくりのための正しい知識の普及啓発、食事指導等を推進するものである。

【現況】

- ・平成22年度に、食育基本法に基づく阿波市食育推進基本計画を策定。

○ 年齢別幼児の肥満割合 15%以上で肥満児と判定される  
(1歳6カ月児)

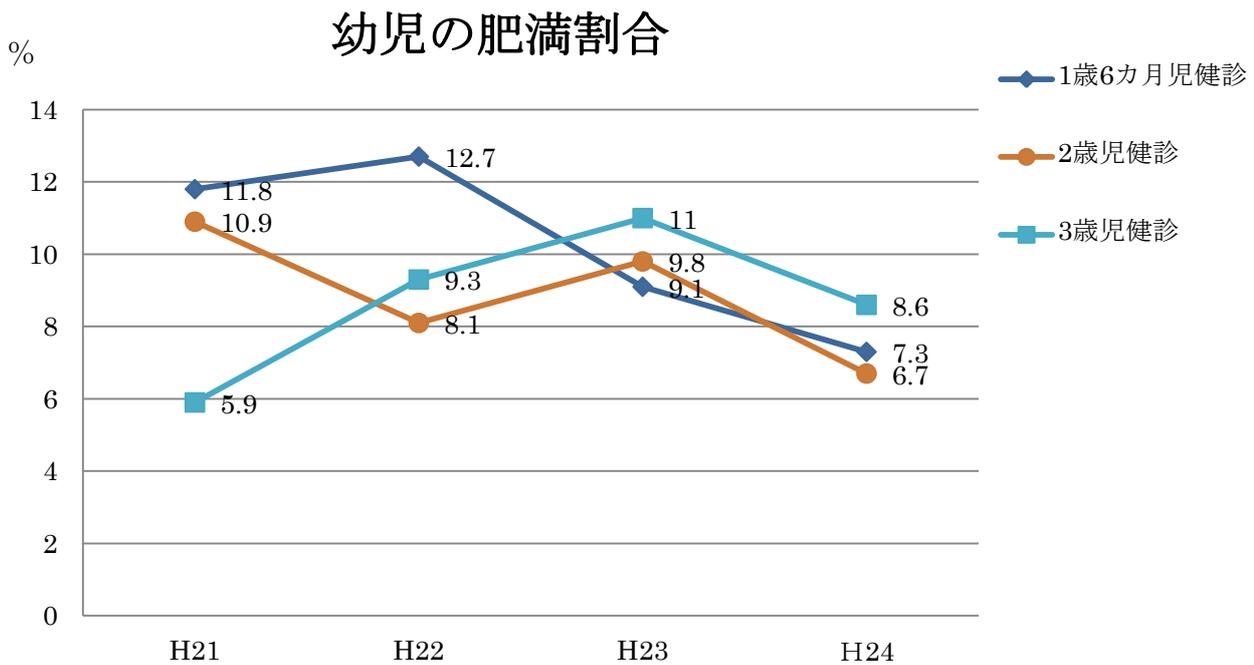
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受信者数(人)	254	228	232	232
肥満児(人)	30	29	21	17
割合(%)	11.8	12.7	9.1	7.3

○年齢別幼児の肥満割合（2歳児）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受信者数（人）	257	235	244	240
肥満児（人）	28	19	24	16
割合（%）	10.9	8.1	9.8	6.7

○年齢別幼児の肥満割合（3歳児）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受信者数（人）	254	258	246	269
肥満児（人）	15	24	27	23
割合（%）	5.9	9.3	11.0	8.6

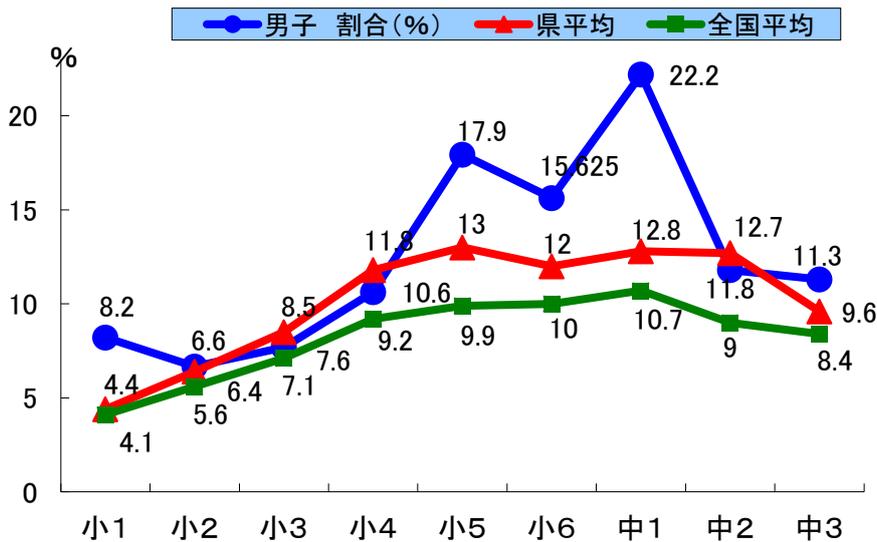


☆平成 22 年度のピーク時に比べ、平成 23・24 年度の各年齢層の幼児の肥満割合は、年次的に減少している様子が伺える。健診の受診率も増加傾向にあるため、この傾向を維持しすべての幼児の健康増進につなげたい。

平成24年度 小・中学生男女別肥満出現率

○小・中学生の肥満出現率 20%以上で肥満と判定される (男子)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
受信者数(人)	134	165	143	160	184	192	167	178	168
人数	11	11	11	17	33	30	37	21	19
割合(%)	8.2	6.7	7.7	10.6	17.9	15.6	22.2	11.8	11.3
県平均(%)	4.4	6.4	8.5	10.6	12.8	12.7	12.8	11.8	9.6
全国平均(%)	4.1	5.6	7.1	9.2	9.9	10.0	10.7	9.0	8.4

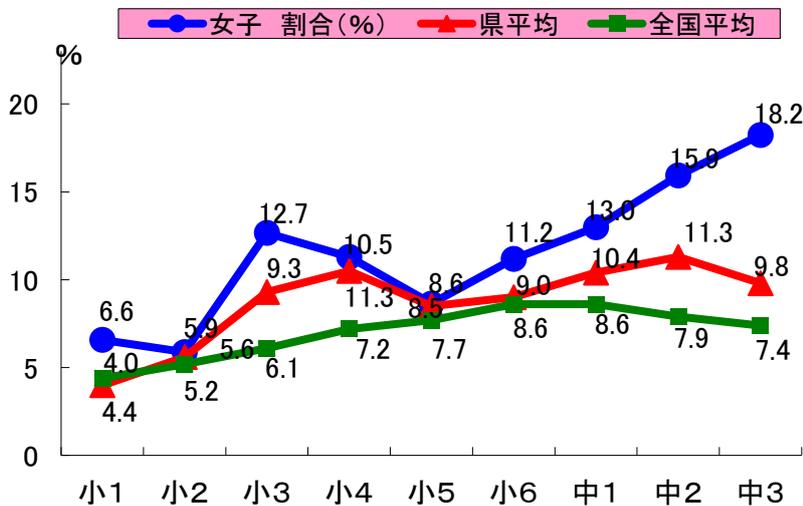


☆ 男子については、小1、小2、小5、小6、中1、中3において、県、全国より高くなっています。

特に、中1については、全国平均の2倍以上となっています。

○小・中学生の肥満出現率 (女子)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
受信者数(人)	152	153	150	177	162	152	154	182	170
人数	10	9	19	20	14	17	20	29	31
割合(%)	6.6	5.9	12.7	11.3	8.6	11.2	13.0	15.9	18.2
県平均(%)	4.0	5.6	9.3	10.5	8.5	9.0	10.4	11.3	9.8
全国平均(%)	4.4	5.2	6.1	7.2	7.7	8.6	8.6	7.9	7.4



☆女子については、どの学年においても、県、全国平均より高くなっています。

小3、中2では全国の2倍、中3においては、2.5倍となっています。

## [13] ひとり親家庭等自立支援事業

### ＜母子家庭等の就業支援事業＞

(国庫) 母子家庭等対策総合支援事業費 補助率①②は基準額の3/4、③は10/10

(県補) 徳島県母子家庭高等技能訓練促進費等事業 補助率①は3/4、②③は無

#### ①母子家庭高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、母子家庭の母に高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関根の入学時における負担を考慮し入学支援修了一時金を終了後に支給する制度です。

(根拠法令) : 阿波市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱

#### 【補助金実績】

年度	支給月額 (円)	受給者数 (人)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	(高等技能)・(一時金) 非課税 141,000 ・ 50,000 課税 70,500 ・ 25,000	(高等技能) 非課税 1	国庫 296,000 県補 972,000	1,692,000
平成 24 年度	(高等技能)・(一時金) 非課税 100,000 ・ 50,000 課税 70,500 ・ 25,000	(高等技能) 23 年度分非課税 1 24 年度分非課税 1 " 課税 1	国庫 470,000 県補 1,149,000	2,187,000

#### ②自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって母子家庭の自立の促進を図るため、母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金を支給する制度です。

(根拠法令) : 阿波市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

#### 【補助金実績】

年度	支給額	受給者数 (人)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	支払った費用の20%に相当する額(上限10万円)また、当該金額が4,000円を超えない場合は支給しない。	0	0	0
平成 24 年度		1	国庫 13,000	18,044

#### ③母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結び付けていく支援事業です。

(根拠法令等) : 児童扶養手当法

#### 【補助金実績】

年度	プログラム策定件数 (件)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	4 件 (1 件@20,000×4)	国庫 80,000	1,800,000 母子自立支援員報酬に充当
平成 24 年度	4 件 (1 件@20,000×4)	国庫 80,000	1,800,000 母子自立支援員報酬に充当

## 《母子生活支援施設入所事業》

(国庫) 母子生活支援施設・助産施設措置費負担金 補助率①②は基準額の 1/2

(県負) 母子生活支援施設・助産施設措置費負担金 補助率①②は 1/4

(根拠法令) : 児童福祉法 児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則

### ①助産施設における助産実施

児童福祉法第 22 条に規定する妊産婦の助産施設における助産の実施で、対象となるものは保健条入院助産を必要とするもの、または経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められるもの。

#### 【利用実績】

年度	利用件数 (件)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	0	0	0
平成 24 年度	0	0	0

### ②母子保護の実施

児童福祉法第 23 条の規定に基づいて行う母子保護の実施。

#### 【利用実績】

年度	利用件数 (件)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	1	国庫 1,014,900 県負 451,550	1,806,202
平成 24 年度	0	0	0

## 《ひとり親家庭入学祝金支給事業》 市単独事業

ひとり親家庭等の児童の入学時の費用を軽減し、あわせて児童の健全な育成のため、ひとり親家庭等の児童の入学に際しその養育者に祝金を支給することを目的とする。

(根拠法令) : 阿波市ひとり親家庭等児童入学祝金支給規則

- ・ひとり親家庭等の児童が、小学校または中学校に入学時、児童 1 人につき 10,000 円を支給

#### 【経費】

年度	支給者数 (人) (中学校入学)	支給者数 (人) (小学校入学)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	50	29	市税	790,000
平成 24 年度	34	27	市税	610,000

## 《交通遺児手当支給事業》市単独事業

父又は母が交通事故により死亡した児童に係る交通遺児手当の支給に関し必要な事項を定め、もって児童の健全な育成の助長と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(根拠法令) : 阿波市交通遺児手当支給規則

- ・対象児童 1 人につき 10,000 円を支給

#### 【経費】

年度	支給者数 (人)	歳入 (円)	歳出 (円)
平成 23 年度	5	市税	50,000
平成 24 年度	4	市税	50,000

## [14] 子どもの安全の確保事業

### 《チャイルドシート購入補助金事業》

この事業は、阿波市を担う乳幼児を交通安全による死傷から守るため、家族等がチャイルドシートを購入した場合において、費用の一部を助成し交通安全対策を図ることを目的とする。

(根拠法令)：阿波市チャイルドシート購入補助金交付事業要綱

- ・補助金の額は、購入金額（消費税含む）の2分の1とし、5,000円を上限とする。

#### 【補助金実績】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数	163	130	136	98	128
実支出額(円)	770,577	609,607	653,088	462,628	623,773

### 《防犯灯の整備》 徳島地域グリーンニューディール戦略支援事業補助金 (県補助金)

#### ○グリーンニューディール戦略支援事業

この事業は、学校周辺・通学路や地域の集会所等に設置された防犯灯を長寿命、省電力のLED照明に取り替えていく事業である。

#### 【実績】

地区	場所	H22年度取替数	H23年度取替数	各学校周辺計
吉野地区	吉野中学校周辺	24	26	50
	一条小学校周辺	23	23	46
	柿原小学校周辺	24	23	47
土成地区	土成中学校周辺	25	25	50
	御所小学校周辺	23	23	46
	土成小学校周辺	23	23	46
市場地区	市場中学校周辺	25	26	51
	八幡小学校周辺	23	23	46
	市場小学校周辺	23	23	46
	大俣小学校周辺	23	23	46
阿波地区	阿波中学校周辺	25	25	50
	久勝小学校周辺	24	23	47
	伊沢小学校周辺	24	23	47
	林小学校周辺	23	23	46
年間合計		332	332	664

#### 【経費】

年度	歳入(円)	歳出(円)
平成22年度	5,500,000(県補助金)	5,840,730
平成23年度	5,500,000(県補助金)	5,547,990

## 〔15〕 教育環境の整備事業

### 《小学校（英語）学力向上事業》 市単独事業

この事業は、国際感覚あふれる視野の広い人材育成に向け、市内にある10小学校すべてにおいて、英語教諭を配置し、重点的に英語教育の充実を図るものである。

#### 【現況】

平成23年度4月～、小学校5、6年生への英語活動が必修化された。

阿波市では、いち早く平成18年度より、小学校1年生から6年生の全学年で、年間35時間の英語活動を実施している。

子どもたちが楽しみながら外国語に触れたり、外国の文化や生活などに慣れ親しんだり、積極的にコミュニケーションを図ることを目的としている。

この活動も8年目に入り、子どもたちの英語に対する意欲の向上に大きな成果が上がっていると思われる。

25年度はさらに、小学校英語活動と中学校における英語学習が円滑に継続していけるよう中学校との連携を図ることとしている。

#### 【経費】

年度	指導者数（人）	歳入（円）	歳出（円）
平成23年度	6	市税等	15,143,480
平成24年度	6	市税等	15,303,023

## 〔16〕 要保護児童への対応事業

### 《家庭児童相談室》

家庭児童相談や母子家庭相談について、色々な悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員や母子自立支援員が問題解決のお手伝いをする事業である。

（根拠法令）：阿波市家庭相談員服務要綱、阿波市母子自立支援員服務要綱

#### 【現況】

○家庭相談員 2名（非常勤職員 報酬 月150,000円）

家庭相談員は、市の非常勤職員とし、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意を持つ者であること。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者を任用。

・家庭児童相談について

家庭相談員が、主に18歳未満の児童を対象に、家庭のこと、子育てのこと、児童虐待に関することなど、さまざまな問題について相談に応じます。

○母子自立支援員 1名（非常勤職員 報酬 月150,000円）

・母子自立支援員が、母子家庭や寡婦を対象に、母子寡婦福祉資金の貸し付けや、児童の養育・就業・住宅・生計の悩みなど、さまざまな問題について相談に応じます。

●相談時間 月～金曜日までの9:00～17:00まで（祝祭日除く）

●相談方法 面接相談・手紙や電話での相談のほか、必要に応じて相談員が家庭にお伺いして相談を受けています。

●相談費用 無料

## 《要保護児童対策地域協議会》

阿波市の要保護児童の適切な保護を図ることを目的とし設置している。  
(根拠法令) : H20.4月児童福祉法により市町村の設置が努力義務化  
阿波市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

### 【現況】

協議会は、要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

### (事業内容)

虐待には複雑な問題がからんでいます。一人あるいは一つの機関の努力だけでは解決できないことが多くあります。効果的な援助のためには、関係者・関係機関がネットワークを組んで連携しながら対応していくことが必要です。市では、児童委員(民生委員)や保育所、小・中学校など福祉、保健、医療、教育関係者等による「阿波市要保護児童対策地域協議会」を設置し、各機関との連絡体制や地域の協力体制の整備を図っています。

- 代表者会議 構成メンバーで、協議会の年間活動方針の計画や研修会などを毎年5月ごろ実施している。
- 実務者会議 中学校区の関係者・関係機関、団体の実務者を持って構成し、年間各2回情報交換や個別ケース検討会議で問題点となった点の更なる検討を行う。
- 個別ケース検討会議 相談や通告を受けた個別のケースについて、関係機関、団体等の中から、関わりのある実務担当者を招集し、次の協議等を行う。なお、個別ケース検討会議については、必要に応じてこの協議会に属していない機関に協力を求め検討を行う。

## 《障害者自立支援協議会》

### ○東部第2サブ圏域障害者自立支援協議会設置要綱

この事業は、障害者自立支援法第77条第1項第1号の規定及び地域生活支援事業実施要綱に基づき、障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として東部第2サブ圏域障害者自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の運営評価の実施をはじめ、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 【現況】

協議会の設置主体は、吉野川市及び阿波市としており、毎月1回運営会議・サービス調整会議を開催し、

- (1) 障害者等のニーズ並びに各種のサービスの充足状況及び問題点の把握
- (2) 困難事例に係る処遇方針の検討及び関係するサービス提供機関への要請
- (3) 圏域内の相談支援体制における問題点の整理、調査研究及び改善指導
- (4) スキルアップ研修等の実施

等、家庭児童相談室の家庭相談員が対応に当たっている。

## [17] その他

### 《子育てハンドブックの作成・配布》 5,000部作成 窓口配布

- ・平成22年度安心こども基金(県地域子育て創生費補助金 補助率10/10)
- ・事業費 830,550(印刷製本費)

### 《ハートフルハンドブック(DV対策自立支援事業)の作成・配布》 15,000部作成 全戸配布

- ・平成22年度地域活性化・住民に光をそそぐ交付金
- ・事業費 1,032,150(印刷製本費) 434,070(配布手数料)

# 次期計画重要施策（案）

## 7 次期計画重要施策（案）

### プラン 1 保育サービスの向上

- (1) 幼保連携型認定こども園の開設
- (2) 民間活力導入の活用
- (3) 幼稚園の預かり保育の見直し

### プラン 2 子育て支援事業等の施設整備

- (4) 幼保連携型認定こども園施設整備
- (5) 放課後児童クラブ施設整備

### プラン 3 子育て支援と仕事の両立支援の推進

- (6) 病児・病後児保育事業の実施
- (7) 放課後児童クラブ運営の整備
- (8) ファミリー・サポート・センター事業の充実

### プラン 4

#### 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

- (9) 乳幼児等医療費助成事業の拡充
- (10) ひとり親家庭等入学祝金支給事業の拡充

### プラン 5 保育・教育環境の整備

- (11) 地産地消の食育推進
- (12) 保育の質の向上推進

### プラン 6 家庭・地域の子育て力の充実

- (13) 地域子ども・子育て支援事業の促進
- (14) 要保護児童対策事業の充実

○「子ども・子育て支援法」第59条に明記された  
地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援（新規事業）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業  
その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する  
ための事業（新規事業）

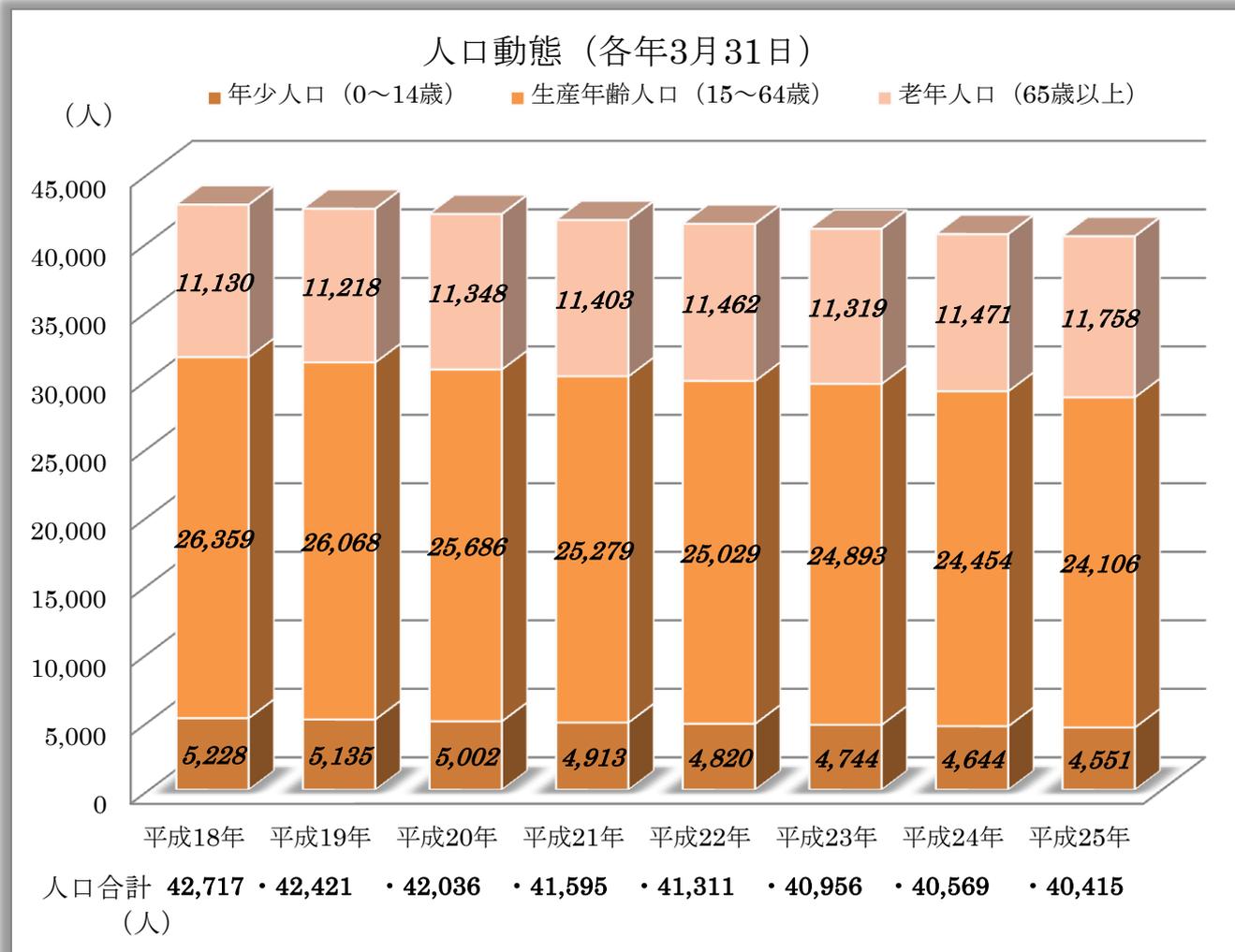
# 資料編

# 阿波市の人口動態

#### 4 阿波市の人口

##### 【人口動態】

平成18年～平成25年までの、阿波市の人口を住民基本台帳で見ると、年々減少傾向にあることが分かります。年齢区分ごとに見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）では年々減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、さらに少子高齢化の進行がうかがえます。



住民基本台帳より

##### 【児童人口】

平成18年～平成25年までの、阿波市の児童人口（0～5歳）一覧表です。

		児童人口（各年3月31日現在）							
児童年齢		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0歳児		247人	273人	248人	256人	240人	248人	241人	199人
1歳児		298人	258人	300人	257人	270人	241人	257人	254人
2歳児		290人	301人	272人	305人	264人	283人	245人	267人
3歳児		323人	292人	304人	276人	308人	267人	289人	247人
4歳児		335人	330人	285人	311人	283人	318人	263人	291人
5歳児		349人	339人	334人	285人	314人	287人	328人	267人
合計		1,842人	1,793人	1,743人	1,690人	1,697人	1,644人	1,623人	1,525人
前年計比			▲49	▲50	▲50	7	▲53	▲21	▲98

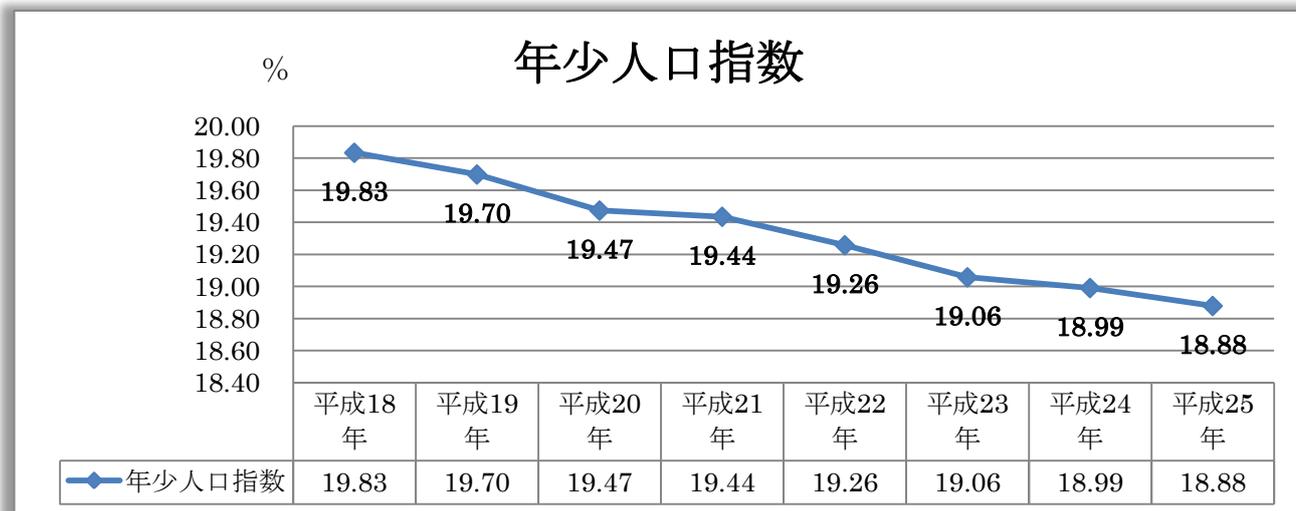
### 【年齢構成指数】

平成18年～平成25年までの年齢構成指数からも、少子高齢化の進行が表れています。

#### ●その1 {用語の解説}

年少人口指数とは・・生産年齢人口（15～64歳）100人が何人の年少人口（0～14歳）を扶養しているかを示す指数であり、人口の若年化の程度を知る指標である。

$$(式) \quad \text{年少人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$$



#### ●その2 {用語の解説}

老年人口指数とは・・生産年齢人口（15～64歳）100人に対し、社会的・経済的な面で支えることとなる老年人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指標である。

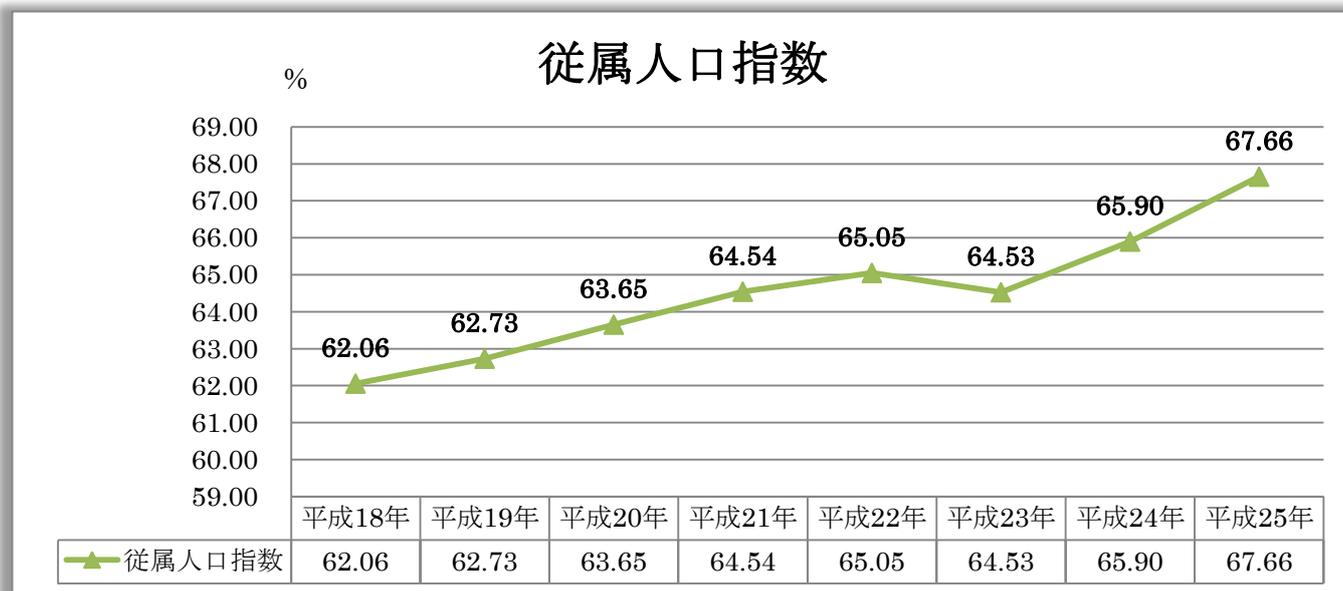
$$(式) \quad \text{老年人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$$



●その3 {用語の解説}

従属人口指数とは、働き手である生産年齢人口 100 人が社会的・経済的な面でささえることとなる年齢層である子どもと老人（従属人口）をどれだけ養うかを表す指標である。

$$(式) \quad (年少人口 + 老年人口) \div 生産年齢人口 \times 100$$

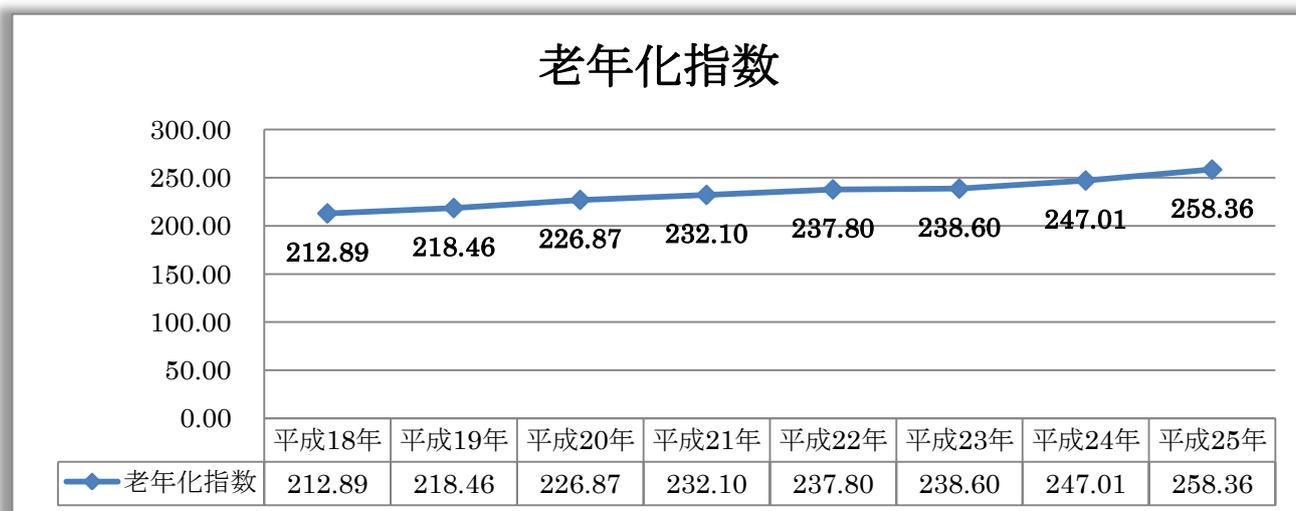


▲この指数からみると、平成 18 年は 62.06% (働き手 1.6 人で 1 人を扶養) で、平成 25 年は 67.66% (働き手 1.5 人で 1 人を扶養) で、年々ゆるやかに負担増となってきました。

●その4 {用語の解説}

老年化指数とは、年少人口に対する老年人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る一つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指標である。これが高いと、老年人口が多いことあるいは将来人口を支える年少人口が少ないことを意味している。

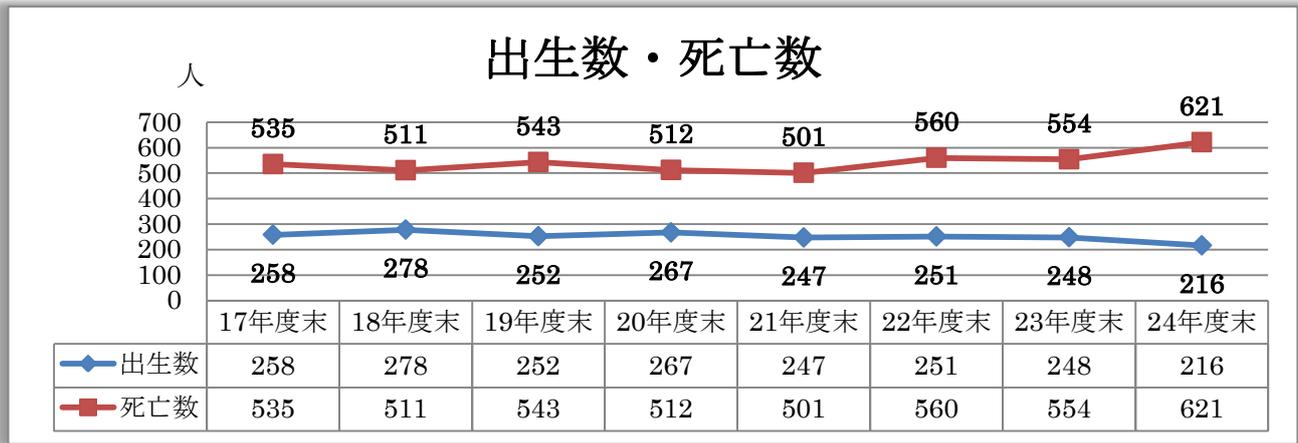
$$(式) \quad 老年人口 \div 年少人口 \times 100$$



▲この指数からは、将来を支える年少人口が少なく、少子高齢化の進行は年々加速化され歯止めが困難な状態になってきております。

【出生数・死亡数】

平成 17 年度～平成 24 年度までの、合併時～各年度末の出生・死亡数一覧表です。



年度(平成)	出生数	死亡数	増減(出生-死亡)	人口数	人口増減
17年度	258	535	△277	42,717	△399
18年度	278	511	△233	42,421	△296
19年度	252	543	△291	42,036	△385
20年度	267	512	△245	41,595	△441
21年度	247	501	△254	41,311	△284
22年度	251	560	△309	40,956	△355
23年度	248	554	△306	40,569	△387
24年度	216	621	△405	40,415	△154
計	2,017	4,337	△2,320		△2,701



出生率＝出生数÷10月1日現在人口×1000 ・ 死亡率＝死亡数÷10月1日現在人口×1000

● 保育所の日 月曜日～土曜日の保育について

開所時間	乳 児	3歳児未満	3歳児以上	土曜日
7:30 ↑         ↓ 18:00 特別 保育  19:00	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }	7:30 早朝保育 }
	8:30 通常保育開所 健康状態観察・検温 遊び(生活) 排泄	8:30 通常保育開所 健康状態観察・検温 持ち物の始末 遊び	8:30 通常保育開所 健康状態観察 持ち物の始末 遊び 	8:30 通常保育開所 健康状態観察 持ち物の始末 遊び 
	9:00 おやつ 適時授乳 離乳食 午前睡 遊び(生活) 排泄	9:30 おやつ 遊び		
	11:00 離乳食 絵本	11:30 昼食 かたづけ 歯磨き・うがい 昼寝の準備 絵本・紙芝居	11:30 昼食 かたづけ 歯磨き・うがい 昼寝の準備 絵本・紙芝居	11:00 軽食 11:45 } 12:15 随時降所
	12:30 昼寝 排泄 	13:00 昼寝	13:00 昼寝	
	15:00 おやつ・検温 適時授乳 遊び(生活) 個別配慮 保護者への連絡	15:00 おやつ・検温 遊び 個別配慮 保護者への連絡	15:00 おやつ 遊び 個別配慮 保護者への連絡	
	16:00 随時降所 }	16:00 随時降所 }	16:00 随時降所 }	
	18:00 延長保育開所 }	18:00 延長保育開所 }	18:00 延長保育開所 }	
	19:00 延長保育閉所	19:00 延長保育閉所	19:00 延長保育閉所	

平成25年度 県内近隣市町村保育料比較表

別表  
単位(円)

3歳未満児

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収基準額(月額)																							
国の階層区分	市の階層区分	定義	国	阿波市	吉野川市		美馬市	三好市		徳島市		小松島市		阿南市		鳴門市		藍住町	石井町		板野町		松茂町		神山町	
					階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0		0	0		0		0		0		0		0			0		0		0		0
第2階層	第2階層	第1階層及び第5階層から第10階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	9,000	5,000		7,000	9,000		9,000		7,000		7,500		4,600		9,000			7,000		8,000		7,600		7,000
第3階層	第3階層	非課税世帯	19,500	11,000		16,000	18,000		16,500		16,000		15,000		11,000		14,500	17,000		14,000		17,000	課税世帯(母子世帯・在宅障害児のいる世帯等)	15,700		10,500
	第4階層	所得割課税世帯		14,000		17,000			19,500		19,000		18,000		13,900		19,500				16,500			課税世帯	16,500	
第4階層	第5階層	40,000円未満	30,000	17,800	24,000	28,500	20,000円未満	25,000	8,500円未満	23,500	9,000円未満	22,000	9,000円未満	17,700	8,500円未満	25,000	7,000円未満	22,000	72,000円未満	28,000	7,000円以上16,000円未満	26,000	40,000円未満	25,500	20,000円以上40,000円未満	23,000
							20,000円以上40,000円未満	27,000	8,500円以上40,000円未満	29,500	9,000円以上23,000円未満	27,000	9,000円以上28,000円未満	24,800	8,500円以上40,000円未満	30,000	16,000円以上25,000円未満	28,000			20,000円以上40,000円未満	23,000				
											23,000円以上40,000円未満	32,000	28,000円以上40,000円未満	27,200	23,000円以上40,000円未満	30,000	25,000円以上40,000円未満	30,000			25,000円以上40,000円未満	30,000				
第5階層	第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	44,500	24,000	40,000円以上72,000円未満	34,000	43,000		40,000	40,000円以上71,500円未満	38,000	40,000円以上70,000円未満	40,000	40,000円以上63,000円未満	32,300	40,000円以上70,000円未満	38,000	40,000	28,000	40,000円以上57,000円未満	36,000	40,000円以上103,000円未満	37,800	40,000円以上82,000円未満	27,000	
	第7階層	31,000		72,000円以上103,000円未満	39,000	71,500円以上103,000円未満		48,000	70,000円以上103,000円未満	46,500	75,000円以上75,000円未満	34,700	70,000円以上103,000円未満	44,500	63,000円以上75,000円未満	34,700	70,000円以上103,000円未満			44,500	77,000円以上103,000円未満			45,000		
第6階層	第8階層	103,000円以上177,500円未満	61,000	35,000	103,000円以上258,000円未満	45,000	53,000		55,000	103,000円以上228,000円未満	53,000	103,000円以上153,000円未満	45,400	103,000円以上133,000円未満	52,000	103,000円以上165,000円未満	52,000	40,000	40,000	103,000円以上165,000円未満	52,000	103,000円以上413,000円未満	51,800	82,000円以上116,000円未満	31,500	
	第9階層	39,000		258,000円以上413,000円未満	52,000	228,000円以上413,000円未満		55,000	153,000円以上413,000円未満	48,700	133,000円以上413,000円未満	57,000	165,000円以上413,000円未満	54,000	180,000円以上180,000円未満	40,000	116,000円以上207,000円未満			36,000						
第7階層	第10階層	413,000円以上734,000円未満	80,000	41,000	413,000円以上	56,000	60,000		60,000	413,000円以上734,000円未満	57,000	413,000円以上734,000円未満	50,700	413,000円以上	60,400	413,000円以上	56,000	47,000	47,000	413,000円以上	56,600	413,000円以上	56,600	207,000円以上465,000円未満	40,000	
第8階層		734,000円以上		104,000						734,000円以上	59,000	734,000円以上	53,700	459,000円以上	50,000	459,000円以上	50,000			465,000円以上	44,000					
多子世帯保育料		同時入所減免 多子世帯(18歳未満が3人以上いる世帯)による減免		有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り			有り(第2子から無料)(4.5歳は半額)			有り			

平成25年度 県内近隣市町村保育料比較表

別表

単位(円)

3歳児

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収基準額(月額)																									
国の階層区分	市の階層区分	定義	国	阿波市	吉野川市		美馬市	三好市		徳島市		小松島市		阿南市		鳴門市		藍住町	石井町		板野町		松茂町		神山町			
					階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
第2階層	第2階層	第1階層及び第5階層から第10階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	6,000	4,000	5,000	6,000	6,000	6,000	5,000	6,000	3,500	6,000	3,500	6,000	3,500	6,000	3,500	6,000	6,000	6,000	5,000	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000		
第3階層	第3階層	非課税世帯	16,500	8,500	13,000	15,000	16,500	16,500	13,000	11,000	8,000	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	10,000	5,000	15,000	13,100	8,500	8,500			
	第4階層	所得割課税世帯																								11,900	14,000	16,000
第4階層	第5階層	40,000円未満	27,000	15,300	22,000	25,500	25,000	25,000	8,500円未満	21,000	9,000円未満	19,000	9,000円未満	14,500	8,500円未満	21,000	7,000円未満	20,000	72,000円未満	23,000	40,000円未満	22,900	20,000円以上 40,000円未満	16,000	19,000			
									9,000円以上 23,000円未満	26,000	9,000円以上 23,000円未満	24,000	9,000円以上 28,000円未満	21,600	8,500円以上 40,000円未満	27,000	7,000円以上 16,000円未満	23,000								20,000円以上 40,000円未満	16,000	
									23,000円以上 40,000円未満	29,000	23,000円以上 40,000円未満	29,000	28,000円以上 40,000円未満	24,200	25,000円以上 40,000円未満	27,000	16,000円以上 25,000円未満	25,000								25,000円以上 40,000円未満	25,000	25,000
									40,000円以上 71,500円未満	31,000	40,000円以上 71,500円未満	31,000	40,000円以上 70,000円未満	35,000	40,000円以上 70,000円未満	32,000	40,000円以上 57,000円未満	27,900								40,000円以上 70,000円未満	32,000	40,000円以上 57,000円未満
第5階層	第6階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	41,500	22,000	30,000	35,000	25,000	25,000	71,500円以上 103,000円未満	33,000	70,000円以上 103,000円未満	37,500	75,000円以上 88,000円未満	31,800	70,000円以上 103,000円未満	37,000	77,000円以上 103,000円未満	33,000	72,000円以上 180,000円未満	30,600	40,000円以上 103,000円未満	40,000円以上 82,000円未満	22,000	24,500				
									62,500円以上 103,000円未満	33,000	72,000円以上 103,000円未満	33,000	75,000円以上 88,000円未満	31,800	70,000円以上 103,000円未満	37,000	77,000円以上 103,000円未満								37,000			
第6階層	第8階層	103,000円以上 177,500円未満	58,000	28,000	35,000	36,000	25,000	34,500	103,000円以上 228,000円未満	38,000	103,000円以上 228,000円未満	38,000	103,000円以上 153,000円未満	33,300	103,000円以上 133,000円未満	40,000	103,000円以上 165,000円未満	30,000	180,000円以上 459,000円未満	30,000	103,000円以上 413,000円未満	116,000円以上 207,000円未満	27,000	28,500				
									177,500円以上 413,000円未満	30,000	258,000円以上 413,000円未満	37,000	228,000円以上 413,000円未満	38,500	153,000円以上 413,000円未満	33,800	133,000円以上 413,000円未満								40,000	165,000円以上 413,000円未満	40,000	
第7階層	第10階層	413,000円以上 734,000円未満	77,000	32,000	39,000	37,000	25,000	36,000	413,000円以上 734,000円未満	39,500	413,000円以上 734,000円未満	39,500	413,000円以上 734,000円未満	34,600	413,000円以上	40,000	413,000円以上	459,000円以上	459,000円以上	413,000円以上	413,000円以上	465,000円以上	29,500	29,500				
第8階層									734,000円以上	101,000	413,000円以上	39,000	37,000	25,000	36,000	734,000円以上	40,500								734,000円以上	40,500	734,000円以上	36,300
多子世帯保育料		同時入所減免 多子世帯(18歳未満が3人以上いる世帯)による		有り	有り	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り				有り	有り	有り	有り	有り			
				半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	無し	半額(3歳未満)	無し	半額(3歳未満)	無し	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	半額(3歳未満)	有り(第2子から無料) (4.5歳は半額)				半額(3歳未満)						

平成25年度 県内近隣市町村保育料比較表

別表

4歳児以上

単位(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収基準額(月額)																								
国の階層区分	市の階層区分	定義	国	阿波市	吉野川市		美馬市	三好市		徳島市		小松島市		阿南市		鳴門市		藍住町	石井町		板野町		松茂町		神山町		
					階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料		階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	階層定義	保育料	
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0		0			0		0		0		0		0			0		0		0		0	
第2階層	第2階層	第1階層及び第5階層から第10階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	6,000	4,000		5,000	6,000		6,000		5,000		6,000		3,500		6,000			6,000		5,000		5,100		5,000	
第3階層	第3階層	均等割のみの世帯	16,500	8,000		13,000					13,000		11,000		8,000		11,500			10,000		15,000		課税世帯(母子世帯・在宅障害児のいる世帯等)	13,100	8,500	
	第4階層	所得割課税世帯		11,000		14,000		15,000		16,500		16,000		14,000		10,400		16,500		14,000			14,000		14,000		11,500
第4階層	第5階層	40,000円未満	27,000	15,300	22,000	25,500	25,000	8,500円未満	21,000	9,000円未満	19,000	9,000円未満	14,500	8,500円未満	21,000	27,000	7,000円未満	20,000	72,000円未満	21,000	7,000円以上16,000円未満	23,000	40,000円未満	21,500	20,000円未満	16,000	
								8,500円以上40,000円未満	26,000	9,000円以上23,000円未満	24,000	9,000円以上28,000円未満	21,600	8,500円以上40,000円未満	27,000		16,000円以上25,000円未満	25,000			20,000円以上40,000円未満	19,000					
										23,000円以上40,000円未満	29,000	28,000円以上40,000円未満	24,200				25,000円以上40,000円未満	27,000									
第5階層	第6階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分がそれぞれ次の区分に該当する世帯	41,500	21,000	40,000円以上72,000円未満	30,000	30,000	25,000	40,000円以上71,500円未満	30,000	40,000円以上70,000円未満	35,000	40,000円以上63,000円未満	27,900	40,000円以上70,000円未満	32,000	37,000	40,000円以上57,000円未満	30,000	72,000円以上180,000円未満	25,000	40,000円以上103,000円未満	25,100	40,000円以上82,000円未満	22,000		
	第7階層	25,000		72,000円以上103,000円未満	33,000	71,500円以上103,000円未満			31,000	70,000円以上103,000円未満	37,500	75,000円以上88,000円未満	31,800	70,000円以上103,000円未満	32,700	77,000円以上103,000円未満		30,000				82,000円以上116,000円未満		24,500			
第6階層	第8階層	103,000円以上177,500円未満	58,000	27,000	103,000円以上258,000円未満	35,000	31,000	25,000	103,000円以上228,000円未満	38,000	103,000円以上153,000円未満	33,300	103,000円以上133,000円未満	37,000	103,000円以上133,000円未満	37,000	37,000	103,000円以上165,000円未満	180,000円以上459,000円未満	25,000	103,000円以上413,000円未満	25,000	103,000円以上413,000円未満	27,000	116,000円以上207,000円未満	27,000	
	第9階層			27,000	258,000円以上413,000円未満	37,000			228,000円以上413,000円未満	38,500	153,000円以上413,000円未満	33,800	133,000円以上413,000円未満	37,000	165,000円以上413,000円未満	37,000		165,000円以上413,000円未満			37,000		207,000円以上465,000円未満		28,500		
第7階層	第10階層	413,000円以上734,000円未満	77,000	28,000	413,000円以上	39,000	32,000	25,000	413,000円以上734,000円未満	39,500	413,000円以上734,000円未満	34,600	413,000円以上	37,000	413,000円以上	37,000	37,000	413,000円以上	459,000円以上	25,000	413,000円以上	25,000	413,000円以上	29,500	465,000円以上	29,500	
第8階層		734,000円以上	101,000					25,000	734,000円以上	40,500	734,000円以上	36,300															
多子世帯保育料		同時入所減免多子世帯(18歳未満が3人以上いる世帯)による		有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	無し	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)	有り 半額(3歳未満)

## ○施設概要

所名	建築年月日	構造	面積 (㎡)	定員 (人)	受入年齢	地区
一条	S53. 3. 31	鉄筋コンクリート造	306. 54	90	1 歳～4 歳	吉野
	S52. 1. 1	木造	202. 00			
吉野中央	S49. 1. 1	鉄筋コンクリート造	532. 20	45	8 ヶ月～4 歳	吉野
柿原	S53. 1. 1	鉄筋コンクリート造	420. 32	60	8 ヶ月～4 歳	吉野
	H12. 3. 20	鉄骨造	50. 22			
土成中央	H16. 1. 30	木造	1, 128. 61	110	8 ヶ月～4 歳	土成
八幡第一 (仮設)	<del>S57. 3. 31</del>	<del>鉄筋コンクリート造</del> (H25. 1～3) (解体)	<del>414. 40</del>	60	2 歳～4 歳	市場
八幡第二	S53. 1. 1	鉄筋コンクリート造	467. 37	60	8 ヶ月～2 歳	市場
市場	H4. 3. 1	鉄筋コンクリート造	618. 00	80	2 歳～4 歳	市場
大俣	H6. 2. 7	鉄筋コンクリート造	617. 07	60	1 歳～4 歳	市場
久勝	H4. 1. 1	鉄筋コンクリート造	821. 50	120	8 ヶ月～4 歳	阿波
伊沢	S63. 1. 5	鉄筋コンクリート造	536. 10	120	8 ヶ月～4 歳	阿波
林	H3. 3. 31	鉄筋コンクリート造	853. 00	120	8 ヶ月～4 歳	阿波

○阿波市幼稚園・保育所入所年齢別児童数一覧表  
(吉野)

保育所名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一条保育所	0 歳児	0	0	0
	1 歳児	8	10	6
	2 歳児	12	11	17
	3 歳児	16	15	12
	4 歳児	16	12	13
一条幼稚園	4 歳児	10	15	10
	5 歳児	30	32	32
小計		92	95	90
吉野中央 保育所	0 歳児	8	6	0
	1 歳児	6	6	8
	2 歳児	12	8	3
	3 歳児	8	10	6
	4 歳児	9	6	9
小計		43	36	26
柿原保育所	0 歳児	6	7	1
	1 歳児	6	9	11
	2 歳児	10	11	12
	3 歳児	13	11	12
	4 歳児	14	14	7
柿原幼稚園	4 歳児	14	4	12
	5 歳児	17	31	20
小計		80	87	75
合計		215	218	191

## (土成)

保育所名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
土成中央 保育所	0 歳児	15	7	6
	1 歳児	29	38	21
	2 歳児	35	32	52
	3 歳児	36	41	32
	4 歳児	0	0	0
土成中央 幼稚園	4 歳児	67	41	54
	5 歳児	75	74	47
合計		257	233	212

## (市場)

保育所名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
八幡第一 保育所	0 歳児	0	0	0
	1 歳児	0	0	0
	2 歳児	10	10	0
	3 歳児	15	14	10
	4 歳児	21	14	9
八幡幼稚園	4 歳児	4	5	7
	5 歳児	16	26	17
小計		66	69	43
八幡第二 保育所	0 歳児	7	13	3
	1 歳児	18	10	12
	2 歳児	1	0	8
小計		26	23	23

## (市場)

保育所名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市場保育所	0 歳児	0	0	0
	1 歳児	0	0	0
	2 歳児	20	15	12
	3 歳児	22	26	19
	4 歳児	19	13	18
市場幼稚園	4 歳児	17	22	26
	5 歳児	29	37	34
小計		107	113	109
大俣保育所	0 歳児	0	4	0
	1 歳児	6	11	12
	2 歳児	11	11	11
	3 歳児	13	15	12
	4 歳児	12	3	2
大俣幼稚園	4 歳児	8	12	13
	5 歳児	24	21	16
小計		74	77	66
合計		273	282	241

(阿波)

保育所名	年齢	平成 23. 24 年度保は 3 月 1 日、平成 25 年度幼保は 5 月 1 日現在		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
久勝保育所	0 歳児	9	16	7
	1 歳児	19	11	23
	2 歳児	26	19	18
	3 歳児	27	31	20
	4 歳児	21	23	29
久勝幼稚園	4 歳児	10	4	6
	5 歳児	23	33	29
小計		135	137	132
伊沢保育所	0 歳児	6	9	1
	1 歳児	14	24	10
	2 歳児	17	18	21
	3 歳児	25	19	24
	4 歳児	25	23	14
伊沢幼稚園	4 歳児	11	4	5
	5 歳児	26	38	28
小計		124	135	103
林保育所	0 歳児	6	9	6
	1 歳児	14	8	17
	2 歳児	24	15	12
	3 歳児	24	24	19
	4 歳児	20	23	24
林幼稚園	4 歳児	9	4	10
	5 歳児	36	29	31
小計		133	112	119
合計		392	384	354

## 阿波市保育所・児童館・放課後児童クラブ

### 指定管理者制度導入等検討委員会答申書

#### 1. はじめに

少子高齢化社会が到来し、児童の減少が続いていますが、児童福祉施設の利用人数は減少しているわけではありません。核家族化・勤労者世帯の増加による保育児童の増加、児童に関係する事件、事故等により児童福祉施設の重要性は増大しています。

また、地方自治体の財政状況は厳しくなっています。自主財源が乏しく、大きな企業もない阿波市も例外ではありません。阿波市では、全事業を対象に行財政改革を行って、経費の削減に努めています。

したがって、児童福祉施設は重要で必要な施設ではありますが、運営方法を検討する必要があります。本検討委員会では、保育所、児童館、放課後児童クラブの運営方法について検討してきました。

延べ7回にわたる本検討委員会としての最終的な意見を次のとおり取りまとめたので、報告します。

#### 2. 報告内容

##### (1) 指定管理者制度について

指定管理者制度を導入する保育所は、吉野町、市場町、阿波町1ヶ所ずつとする。吉野町については、統廃合した後に導入する。

##### (2) 統廃合について

次の保育所について、施設整備後に統廃合する。

- ・ 吉野町の一条保育所と吉野中央保育所
- ・ 市場町の八幡第一保育所と八幡第二保育所

##### (3) 時期

指定管理者制度は保育所の統廃合に平行して事業を進める。

保育所の統廃合については、合併特例債が活用できる（平成26年度）までに施設整備をする。

#### 3. おわりに

児童館及び放課後児童クラブの運営方法の変更については、実施及び実施予定であり、土成町の保育所は、幼稚園と併設しているので、保育所のみ導入はできないので、本答申書には記載していません。

阿波市は、保育料の軽減、乳幼児等医療費助成の拡大など子育て支援に充実した行政を実施していることは、周知のとおりです。

今回の答申が実行されることにより、保護者のニーズにあった保育内容の実施や子育て支援施策がますます充実することを期待しています。

阿波市は平成17年4月に4町が合併して誕生しました。阿波市の第1次総合計画では、「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間・阿波市」を市の将来像として位置づけております。あすに向かって人の花咲くとは、まさにつぼみであるこどもが成長し、未来の阿波市を担ってくれる大輪になることを表現していると思います。こどもは家庭での宝ですが、地域、市、国の宝でもあります。児童福祉行政の推進は、こどものいる世帯だけのためでなく、市全体に対する施策とも言えます。

これからも子育て支援施策を重要課題と位置づけ、こどもが元気に育ち、子育て中のお父さん、お母さん達だけでなく、これから子育てをする人をはじめ、子育てをしていない人にも子育ては楽しいと思われるような子育て支援施策を推進していただくよう要望します。

平成22年2月10日

阿波市長 野崎 國勝 様

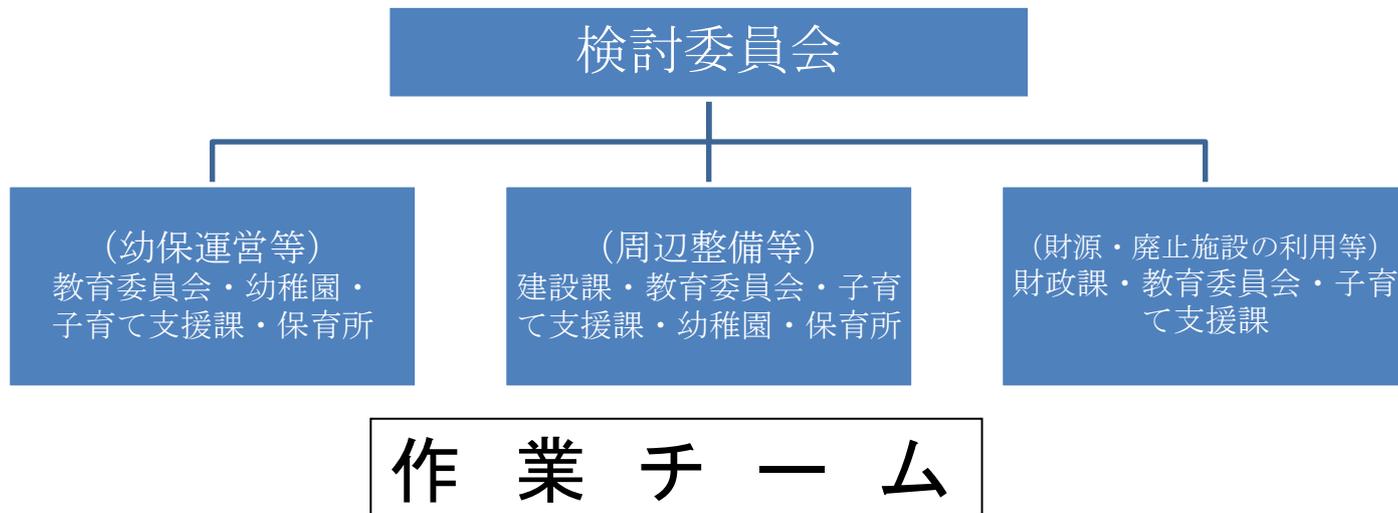
阿波市保育所・児童館・放課後児童クラブ指定管理者制度導入等検討委員会

会長 沖津 正紀



策定にあたっては、幼保連携施設整備検討委員会及び作業チーム担当者会議等で話し合われた内容をまとめ、計画に反映させる

★組織図



○委員会等開催状況

【検討委員会：於 市場住民センター・市場コミセン】

第1回 平成23年10月4日・・・10:00～基本計画等概要説明・課題抽出・協議

第2回 平成23年10月31日・・・15:00～第1次作業チームのまとめ報告・承認  
工程詳細スケジュール・予算

第3回 平成23年11月24日・・・10:00～基本計画（素案）の提案・承認

第4回 平成23年12月2日・・・13:30～基本計画（素案）修正案の承認

【作業チーム担当者会等：於 市場住民センター・吉野支所・一条保育所・八幡幼稚園、小学校】

平成23年10月6日・・・13:00～教育委員会、幼稚園（幼保運営協議 幼稚園まとめ）

平成23年10月13日・・・13:30～福祉部子育て支援課、保育所（幼保運営協議 保育所まとめ）平成23年  
10月18日・・・13:00～ 周辺整備等作業チーム担当者会（道路整備等協議）

同 ・・・14:30～幼保運営等作業チーム担当者会  
（4歳児保育 共用スペース 特別室 仮施設協議）

平成23年10月25日・・・14:00～建設課、子育て支援課担当事前打ち合わせ  
（道路整備等スケジュール）

同 ・・・16:00～財政課、子育て支援課担当事前打ち合わせ  
（予算措置スケジュール）

平成23年10月28日・・・11:00～子育て支援課、業者担当事前打ち合わせ（平面図協議）

平成23年11月7日・・・10:00～一条幼保現場担当者会（平面図協議）

平成23年11月10日・・・13:30～八幡幼保現場担当者会（平面図協議）

同 ・・・15:30～八幡小、教育委員会、子育て支援課（仮設協議）

平成23年11月15日・・・13:30～教育委員会、八幡幼小、子育て支援課担当者会（仮設協議）

平成23年11月17日・・・13:30～幼保運営等作業チーム担当者会（素案の（案）最終協議）

平成23年11月28日・・・14:00～子育て支援課、業者担当事前打ち合わせ（素案）

平成23年11月29日・・・13:30～幼保運営等作業チーム担当者会（素案の修正案協議）

【会議に要する事前打ち合わせ：於 本庁】

平成23年9月30日・・・16:00～第1回検討委員会設置内容等

平成23年10月31日・・・9:00～第2回検討委員会協議内容等

平成23年11月18日・・・13:00～第3回検討委員会素案提案等

平成23年12月1日・・・15:00～第4回検討委員会素案修正確認等

徳島県における市町村別保育ニーズ(量)の推移と保育サービス提供量

資料5-1

市町村名	保育所利用児童数(各年10月1日)					保育所入所待機児童数(各年10月1日)					幼稚園利用児童数(各年5月1日)				
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1 徳島市	5,099	5,133	5,205	5,242	5,467	55	59	90	88	104	2,805	2,648	2,456	2,423	2,434
2 鳴門市	1,013	987	1,017	992	1,006	0	0	0	0	0	996	931	950	908	902
3 小松島市	882	907	953	977	968	0	0	0	28	32	298	259	230	238	248
4 阿南市	1,909	1,962	1,982	2,058	2,127	0	0	5	0	1	658	628	610	618	615
5 吉野川市	636	652	648	698	710	3	2	1	6	7	555	557	539	489	490
6 阿波市	734	737	724	707	663	0	0	0	0	0	439	414	423	426	432
7 美馬市	433	410	419	400	441	0	0	0	0	0	398	414	385	349	336
8 三好市	576	571	550	562	586	0	0	0	0	0	145	141	132	123	108
9 勝浦町	141	140	135	126	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 上勝町	24	20	34	43	42	0	0	0	0	0	26	27	9	0	0
11 佐那河内村	64	62	61	56	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 石井町	519	498	514	533	535	0	0	2	3	17	264	282	278	264	305
13 神山町	95	102	96	93	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 那賀町	125	126	122	133	142	0	0	0	0	0	48	56	63	53	48
15 牟岐町	93	91	93	90	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 美波町	117	103	110	99	98	0	0	0	0	0	66	58	52	44	49
17 海陽町	261	237	225	191	202	0	0	0	0	0	68	60	51	51	46
18 松茂町	250	259	270	268	266	2	11	7	3	8	313	307	306	286	284
19 北島町	441	433	458	448	463	12	8	9	10	18	187	177	179	226	233
20 藍住町	362	361	386	401	446	5	8	9	19	11	668	680	620	639	679
21 板野町	166	174	175	168	175	0	1	0	0	1	210	179	167	175	169
22 上板町	163	155	146	144	160	0	0	0	0	0	236	228	198	178	175
23 つるぎ町	96	89	93	79	94	0	0	0	0	0	139	134	125	115	98
24 東みよし町	335	352	348	336	336	0	0	0	2	0	119	117	117	112	105
県計	14,534	14,561	14,764	14,844	15,278	77	89	123	159	199	8,638	8,297	7,890	7,717	7,756

※「学校基本調査」

資料5-1

市町村名	事業所内保育施設利用児童数(各年調査時)					その他の認可外保育施設利用児童数(各年調査時)					要施設利用児童数(待機児含む)				
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1 徳島市	221	221	226	272	307	790	790	795	803	798	8,970	8,851	8,772	8,828	9,110
2 鳴門市	20	20	14	15	24						2,029	1,938	1,981	1,915	1,932
3 小松島市	50	50	72	66	90						1,230	1,216	1,255	1,309	1,338
4 阿南市						58	58	48			2,625	2,648	2,645	2,676	2,743
5 吉野川市	28	28	29	28	27	172	172	184	136	160	1,394	1,411	1,401	1,357	1,394
6 阿波市	2	2	5	5	2						1,175	1,153	1,152	1,138	1,097
7 美馬市	27	27	37	23	28						858	851	841	772	805
8 三好市	5	5	5	5	5	12	12	11	9	14	738	729	698	699	713
9 勝浦町											141	140	135	126	113
10 上勝町											50	47	43	43	42
11 佐那河内村											64	62	61	56	53
12 石井町	4	4	5	3	8						787	784	799	803	865
13 神山町											95	102	96	93	106
14 那賀町											173	182	185	186	190
15 牟岐町											93	91	93	90	79
16 美波町											183	161	162	143	147
17 海陽町											329	297	276	242	248
18 松茂町	22	22	23	21	23						587	599	606	578	581
19 北島町	40	40	34	33	36	94	94	92	91	72	774	752	772	808	822
20 藍住町	21	21	29	24	35	150	150	164	152	141	1,206	1,220	1,208	1,235	1,312
21 板野町	22	22	22	5	10	13	13	15	29	21	411	389	379	377	376
22 上板町	0	0	0								399	383	344	322	335
23 つるぎ町											235	223	218	194	192
24 東みよし町											454	469	465	450	441
県計	462	462	501	500	595	1,289	1,289	1,309	1,220	1,206	25,000	24,698	24,587	24,440	25,034

推計値 ※「施設から提出された「運営状況報告書」

推計値 ※「施設から提出された「運営状況報告書」

(注意)要施設利用児童数には、認可保育所待機児童も含まれるため、認可外利用者と二重計上となっている可能性もある。

定員は平成25年4月1日時点

資料5-1

(「幼稚園」は平成24年5月1日時点)

市町村名	出生数					5歳以下児童数(推計人口)					各施設定員(受入可能枠)				
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	保育所	幼稚園	事業所内	その他の認可外	定員数計
1 徳島市	2,105	2,171	2,153	2,268	2,242	12,913	12,770	12,653	12,299	12,538	5,165	2,870	427	1,001	9,463
2 鳴門市	413	432	426	404	433	2,783	2,671	2,720	2,573	2,540	1,040	1,330	48		2,418
3 小松島市	307	304	343	275	259	1,983	1,893	1,881	1,899	1,843	930	735	118		1,783
4 阿南市	649	614	632	573	577	3,919	3,859	3,810	3,720	3,705	2,260	840			3,100
5 吉野川市	295	272	283	278	229	1,884	1,888	1,808	1,767	1,748	700	980	35	190	1,905
6 阿波市	262	263	247	246	225	1,670	1,632	1,646	1,553	1,543	925	910	10		1,845
7 美馬市	213	176	221	203	169	1,354	1,299	1,257	1,187	1,173	542	910	22		1,474
8 三好市	154	161	146	141	131	1,024	988	956	875	886	720	455	10	25	1,210
9 勝浦町	30	29	29	31	26	206	210	204	181	165	120				120
10 上勝町	8	8	8	7	7	54	64	55	46	53	40				40
11 佐那河内村	10	16	18	15	6	82	81	87	80	75	70				70
12 石井町	222	234	206	198	221	1,235	1,249	1,265	1,241	1,256	485	560	15		1,060
13 神山町	14	17	25	21	22	130	121	119	107	130	120				120
14 那賀町	57	31	52	43	44	323	315	295	263	265	270	210			480
15 牟岐町	22	24	17	18	31	151	145	162	136	123	115				115
16 美波町	37	35	36	40	24	255	225	223	209	205	220	105			325
17 海陽町	46	36	53	35	50	395	368	346	303	292	260	105			365
18 松茂町	125	145	140	151	155	889	890	896	858	855	230	315	22		567
19 北島町	231	211	209	197	235	1,290	1,304	1,276	1,270	1,307	530	350	30	130	1,040
20 藍住町	351	356	333	393	333	2,165	2,148	2,114	2,141	2,164	400	805	48	212	1,465
21 板野町	95	91	96	103	77	641	619	607	618	597	180	315	10	21	526
22 上板町	92	102	69	95	81	625	611	584	532	542	240	280			520
23 つるぎ町	46	65	49	56	45	341	310	317	283	285	140	210			350
24 東みよし町	109	105	113	123	122	670	659	639	644	649	390	245			635
県計	5,893	5,898	5,904	5,914	5,744	36,982	36,319	35,920	34,785	34,939	16,092	12,530	795	1,579	30,996

※「徳島県の推計人口」(「人口動態統計月報年報(概数)」の公表時に、市町村ごとに修正を加えている。)

※「徳島県年齢別推計人口」

※「教育統計情報」  
「徳島県公立学校関係データ」  
各市町村公立学級数に×35した推計値

県内私立幼稚園の状況

資料 5-2

市町村名	施設名	住所地	電話番号	受入年齢	総定員	預かり保育	備考
徳島市	信愛幼稚園	徳島市幸町3-33	088-625-4166	3~5歳	75名	18:00まで	
徳島市	白うめ幼稚園	徳島市国府町矢野字原地65	088-642-2929	3~5歳	330名	19:00まで	
徳島市	四国大学附属幼稚園	徳島市応神町古川字戎野182-4	088-665-3900	3~5歳	300名	19:00まで	
徳島市	わかくさ幼稚園	徳島市津田本町4-2-48	088-663-0571	3~5歳	200名	18:00まで	
徳島市	徳島文理大学附属幼稚園	徳島市山城町東浜傍示2	088-653-4941	3~5歳	240名	18:00まで	
徳島市	生光学園幼稚園	徳島市応神町中原38	088-641-1032	3~5歳	210名	19:00まで	
鳴門市	鳴門聖母幼稚園	鳴門市撫養町黒崎字松島208	088-685-0079	3~5歳	160名	17:00まで	
阿南市	阿南聖母幼稚園	阿南市富岡町あ石19-1	0884-23-1951	3~5歳	120名	17:00まで	
阿南市	神崎幼稚園	阿南市畷町新はり1	0884-22-9204	3~5歳	160名	18:00まで	
阿南市	はのうら幼稚園	阿南市羽ノ浦町字宮倉字太田40-3	0884-44-5563	3~5歳	120名	16:00まで	
吉野川市	めぐみ幼稚園	吉野川市鴨島町鴨島380	0883-24-2435	3~5歳	240名	18:30まで	
松茂町	さゆり幼稚園	板野郡松茂町中喜来字稲本175-1	088-699-5131	3~5歳	150名	18:00まで	

認可外保育施設の状況(25.4.1)

施設名	住所	電話番号	開所時間						現員又は定員(受け入れ可能枠)						施設長		保育従事者						保育室の状況		便所		給食の提供		建物		証明書の交付			
			平日		土曜日		休日		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計	常勤	非常勤	常勤			非常勤			室数	延べ面積	便器数	自園調理	左記以外	構造	階建て					
			開所	閉所	開所	閉所	開所	閉所									保育士	看護師	その他	保育士	看護師	その他												
徳島市	ナーサリー富田幼稚園	徳島市富田橋5丁目15	088-653-4872	7:00	19:00	7:00	18:00						0	0	25	36	107	168	○		6		3			2	3	330.46	13	○		鉄骨	2	○
	保育ランド・ドレミ	徳島市八万町内浜9	088-668-4545	7:30	19:00	7:30	19:00						0	5	7	8	10	30	○		1	1				2	3	76.86	2	○		木造	1	○
	ステラブリスタール船場校	徳島市東船場2-38-3F	088-623-6390	7:00	20:00	7:00	20:00	8:00	20:00				2	6	19	6	10	43	○		4		2	5		2	157.91	3		○	鉄骨	2	○	
	聖ペルナデント保育園	徳島市国府町日開230-1	088-642-4665	7:30	19:00	7:30	13:00						2	6	6	5	18	37	○		6		2		1	5	197.00	8	○		鉄骨	1	○	
	セントラル保育園	徳島市国府町南岩延585-4	088-642-3210	7:15	18:15	7:30	18:15	8:30	17:30				5	5	5	5	10	30	○	○						4	84.40	6	○		鉄骨	1	○	
	ありく乳児園	徳島市勝占町原32-1	088-669-5714	7:50	18:10	7:50	13:10						4	6	6	7	7	30	○		2					4	85.80	3	○		鉄骨	1	○	
	セサミ国府園	徳島市国府町日開1029-3	088-642-8227	7:30	19:00	7:30	19:00						4	4	18	9	10	45	○	○	4		2			3	128.80	5		○	木造	1	○	
	セサミ山城園	徳島市山城西3丁目47番地	088-656-9280	7:30	19:00	7:30	19:00						6	18	18	20	35	97	○		5		5			7	400.00	8		○	鉄骨	1	○	
	豊明保育園	徳島市志神町古川字高良73-3	088-641-1670	7:30	19:00	7:30	19:00						6	14	20	20		60	○	○	6					4	117.40	7	○		木造	1	○	
	乳幼児園めだかのがっこう	徳島市紺屋町26-1	088-653-4188	0:00	24:00	0:00	24:00	0:00	20:00				3	3	3	10	3	22	○		2		2		2	3	70.68	1	○		鉄筋	2	○	
	24時間保育センターチャイルド	徳島市秋田町5丁目23-2F	088-626-0371	0:00	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00				3	3	5	5	10	26	○		2	1	1			4	1	85.00	1	○		鉄筋	2	○
	乳幼児園みるくほうす	徳島市鷹匠町5丁目6番3	088-654-0270	7:00	26:00	7:00	26:00	7:00	26:00				1	5	6	6	7	25	○				4	3	3	1	2	87.00	3	○		木造	1	○
	すぎの子共同保育所	徳島市国府町早瀬字雀ヶ原218-6	088-642-5933	7:20	19:00	7:20	18:00						0	2	11	15	24	52	○		5					6	191.08	12	○		木造	1	○	
	ア・リトルミー保育ルーム	徳島市仲之町1丁目25-2F	088-656-8739	6:30	27:00	6:30	27:00	6:30	27:00				3	5	5	5	5	23	○		3					3	41.50	1		○	鉄骨	2	○	
	株式会社祖川幼児教育センターE・D・A保育園	徳島市中前川町1丁目42	088-623-6600	7:20	18:30	7:20	18:00							12	20	18	20	70	○		7		3		1	4	122.16	11	○		鉄骨	2	○	
	りとも保育園	徳島市東大工町2丁目32	088-655-0586	7:30	19:00	7:30	19:00	7:30	18:00				1	2		3	2	8	○		1		1		2	1	55.00	1		○	鉄筋	2	○	
	天使のくに	徳島市栄町3丁目29コーポ岩本1F	088-623-1013	8:00	32:00	8:00	32:00	8:00	32:00							1	2	3	○		2				1	1	83.00	1		○	鉄筋	1	○	
	どんぐり保育園	徳島市南出来島町1丁目23番地1	088-652-1662	8:00	19:30	8:00	18:00						3	10	10	7		30	○		2		1	1		1	64.00	3	○		鉄筋	1	○	
	こひつじのいえ	徳島市国府町観音寺375	088-642-2965	9:00	16:00										1	5	9	15	○				1		1	1	36.00	1		○	鉄筋	1	○	
	コスモス幼児教室	徳島市国府町矢野字原地73番地	088-642-1156	7:30	18:00	7:30	12:00							10	10	10		30	○	○	3		1			3	103.87	6		○	鉄骨	1	○	
	ベビーさろん かのの木	徳島市三軒屋町外24-47	088-669-5489	8:00	20:00	8:00	20:00	8:00	20:00				6	6	6	6		24	○		1		2			2	70.00	1	○		木造	1	○	
	トータル・キッズ・サービス	徳島市富田橋1丁目29 東富田ビル2F	088-656-0072	8:00	20:00	8:00	19:00						3	9	6	10	7	35	○		3		1			5	160.74	2		○	鉄筋	2	○	
吉野川市	すずらん保育園	吉野川市鴨島町飯尾267-1	0883-24-1503	7:20	19:30	7:20	18:00						10	10	10	10	10	50	○		5		2		1	3	84.00	4		○	木造	1	○	
	かもめ体育保育園	吉野川市川島町桑村中須2321	0883-25-5475	7:45	18:30	8:00	18:00							6	6	18	50	80	○		3		2			5	184.68	9		○	鉄骨	1	○	
	くれよんハウス	吉野川市鴨島町鴨島280	0883-24-3541	7:30	18:30	8:00	17:00							5	5	10	10	30	○		4					2	70.00	2		○	鉄筋	1	○	
	たんぽぽ幼児園	吉野川市鴨島町鴨島380	0883-24-2435	7:30	19:00	7:30	19:00							15	15			30	○		3		3			2	121.94	7		○	鉄骨	2	○	
三好市	おもと保育園	三好市池田町字シマチ1371の1番地	0883-72-1832	7:30	19:00	7:30	18:00						3	6	6	6	4	25	○	○	1	1	2		1	3	59.46	3	○		鉄骨	1	○	
北島町	グランファーム保育園	板野郡北島町鍋浜字川久保64-1	088-697-0846	6:30	22:00	8:00	22:00	8:00	18:00				3	10	15	15	10	53	○		6					3	139.90	6	○		木造	1	○	
	とらまる保育園北島園	板野郡北島町鍋浜字大西163-5	088-698-5705	7:30	19:30	8:00	18:00						4	6	10	15	5	40	○	○	3		1	2		2	71.24	4	○		木造	1	○	
	セサミ北島園	板野郡北島町中村字樫切13-1	088-697-2020	8:00	18:00								3	12	15	5		35	○				2			4	108.00	6	○		木造	1	○	
藍住町	藍住おおば保育園	板野郡藍住町東中富字長江橋55	088-692-7218	7:00	19:00	7:30	18:00						3	10	20	15	22	70	○		8					6	303.00	12	○		鉄骨	2	○	
	セサミ藍住園	板野郡藍住町住吉字藤の木85-15	088-693-3080	8:00	18:00								6	12	20	2		40	○	○	3		2			4	145.40	4		○	木造	1	○	
	ア・リトルミー保育ルーム 藍住園	板野郡藍住町奥野字穴上前134-50	088-693-1571	8:00	19:00	8:00	18:00	8:00	18:00				2	7	4	3		16	○		2					3	63.19	2		○	木造	1	○	
	エンゼルハウス	板野郡藍住町奥野字原57	088-693-0124	7:30	18:30	7:30	18:30						2	7	3	8	6	26	○		1		1			1	46.50	2	○		鉄骨	1	○	
	ゆめあい保育園	板野郡藍住町徳命字元村東121-3	088-692-2358	7:30	19:00	8:00	18:00											0	○	○	4			2	1	2	57.00	4	○		木造	1	○	
	ひなた保育園	板野郡藍住町徳命字新屋敷73-1	088-692-0501															0																
板野町	ちびっこはうすいたの	板野郡板野町大寺字岡ノ前73-7	088-672-7627	7:30	19:00	7:30	19:00								6	2	1	9	○		1		1		1	1	81.31	1		○	鉄筋	1	○	
	すだち保育園(国立病院機構徳島医療センター)	板野郡板野町大寺大向北1-1	088-672-1171	7:30	18:00	7:30	18:00	7:30	18:00					3	2	4	3	12	○		4		2			3	68.90	5		○	鉄骨	1	○	

事業所内保育施設の現況(25. 4. 1)

資料5-4

市町村名	施設名	住所地	電話番号	開所時間					現員又は定員					施設長		保育従事者					保育室の状況		便所		給食の提供		建物			
				平日		土曜日		休日		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計	常勤	非常勤	常勤			非常勤			室数	延べ面積	便器数	自園調理	左記以外	構造	階
				開所	閉所	開所	閉所	開所	閉所									保育士	看護師	その他	保育士	看護師	その他							
徳島市	徳島大学あゆみ保育園	徳島市藤本町2-50-1	088-633-7475	7:45	20:00					7	15	20	12	26	80	○		16						8	330.00	16	○		鉄筋	1
	徳島県立中央病院院内保育所	徳島市佐古8番町3-9	088-624-2390	0:00	24:00	0:00	24:00	0:00	24:00	3	9	9	11	6	38	○		6			1			4	139.84	5	○		木造	1
	徳島ヤクルト販売(株)ほたる保育園	徳島市幸町3-103	088-623-7237	8:00	15:00						2	2	4	1	9			2						1	104.16	1	○	○	鉄骨	2
	やんちゃクラブ(田岡東病院)	徳島市城東町2-7-9	088-622-5556	8:30	32:30	8:30	32:30	8:30	32:30		3	10	3	11	27			5						2	109.58	2	○		鉄骨	1
	林病院(保育所)	徳島市大原町東千代ヶ丸19-52	088-663-1188	8:30	17:45	8:30	17:45	8:30	17:45	1	3	1	2		7	○		2						2	34.70	2	○		木造	1
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070	7:45	18:00	7:45	18:00	7:45	18:00		6	2	1	2	11	○		4						2	82.00	2	○		鉄筋	2
	城南病院 すだち保育園	徳島市大六町八万免85-5	088-645-0157	8:10	17:50	8:10	17:50	8:10	17:50	2	2	2	2	3	11	○		2	1	2				3	55.22	2		○	木造	1
	博愛記念病院	徳島市勝占町徳田9	088-669-2166	7:30	18:00	7:30	18:00	8:30	17:00	2	7	4	1		14	○		4			1			3	66.00	1	○		鉄骨	7
	田岡病院託児所(なかよしくらぶ保育園)	徳島市万代町4丁目2-2	088-612-8781	8:00	19:30	8:00	19:30	8:00	19:30	5	11	7	4	2	29	○		6			2			2	115.00	3		○	鉄筋	2
	あゆみ(緑が丘病院)	徳島市名東町2-650-35	088-631-5135	8:15	18:15	8:15	18:15	8:15	18:15	4	4	4	4	8	24	○		5			1			3	107.51	2		○	鉄骨	1
	あすか保育園(川島病院)	徳島市北佐古一番町4-8	088-633-2450	7:30	19:30	8:00	18:00	8:00	18:00	2	4	2		2	10	○		2			1			1	61.70	2		○	鉄筋	1
	スマイル保育園(有限会社スマイル)	徳島市佐古五番町4-13	088-625-1171	8:00	18:30	8:00	18:30			1	2	4		1	8			3						2	33.55	4	○		木造	1
	ヒノキ保育園とくしま(大坂製菓株式会社)	徳島市川内町平石夷野224-16	088-666-4807	7:00	20:30					10	18	18	18	38	100	○		13			5			4	255.76	8	○		鉄骨	1
	医療法人ひまわり会 はちの木保育園	徳島市中洲町2丁目24-12	088-657-3538																											
鳴門市	南海病院附属保育所 はまゆう	鳴門市鳴門町土佐泊瀬高砂5	088-687-0311	7:30	19:00	7:30	19:00	7:30	19:00	3	3	2	2	3	13			2					1	2	44.00	5		○	木造	1
	鳴門山上病院 マーヤすだち保育園	鳴門市鳴門町土佐泊瀬高砂205-29	088-687-1234	8:00	33:00	8:00	33:00	8:00	33:00	3	3	2	2		10	○		4						3	80.15	4	○		鉄筋	1
	緑樹会事業所内託児所 ちびまる	鳴門市大津町大代字戎野472	088-685-2346	8:00	19:00	8:00	19:00				2	3	3		8			4						1	40.00	3	○		木造	1
	地方独立行政法人徳島県内務院内保育所おひさま	鳴門市無銭町寄田見白43番護国倉	088-678-9399																											
小松島市	大神子グループ保育所さくらんぼ	小松島市田浦町近里44-1	0885-33-0077	8:00	19:00	8:00	19:00	8:00	18:00	13	11	13	8	4	49			10						5	79.50	3		○	木造	1
	小松島金剛病院 院内保育施設	小松島市金剛町10-19	0885-33-1211	8:30	18:30	8:30	13:00			2	1	1			4	○		1			1			1	57.94	1	○		鉄骨	1
	若葉保育園(有) 恵友(イキイキボート)	小松島市赤石町13番17号	0885-37-1975	8:30	17:30	8:30	17:30	8:30	17:30		2	1	2		5	○		1						3	37.00	1		○	木造	1
	徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開48	0885-32-8833	7:00	31:00	7:00	31:00	7:00	31:00	2	3	5	4	5	20	○		3			3	1		5	87.00	1		○	木造	1
吉野川市	あすなろ保育園(徳島病院)	吉野川市徳島町敷地1354	0883-22-4252	8:00	18:00	8:00	18:00	8:00	18:00		4	5	4	4	17	○		3			2			4	153.50	5		○	木造	1
	美摩病院内保育施設	吉野川市鳴島町上下島497	0883-24-2957	8:00	18:30	8:00	18:30			1	6	2		1	10			4						1	73.9	2		○	鉄骨	1
阿波市	徳島わかた販売(株)市場センター保育所	阿波市市場町香美字西野神18-3	0883-36-5643	8:30	15:00									1	2			2						1	72.00	1		○	鉄骨	2
	(医)恵愛会 託児所「恵」	美馬市美馬町宗ノ分39-1	0883-65-2525	8:00	18:00	8:00	18:00			3	1	3	3	10	○		4			1				3	51.9	3	○		鉄筋	1
	桜木病院内託児室	美馬市藤町木ノ内3763	0883-52-2583	8:30	17:30	8:30	17:30	8:30	17:30		1	3	2	2	6			3						2	28.4	1		○	鉄筋	1
美馬市	(医)芳越会 なかよし保育所	美馬市脇町大字猪尻字若宮南80-1	0883-63-2880	8:00	19:00	8:00	19:00	8:00	19:00		4	4	3	1	12	○		6						2	37.00	3		○	鉄骨	1
	徳島わかた販売(株)池田わかた保育所	三好市池田町津字宮ノ久保740-5	0883-72-5058	8:30	15:00						2	1	2		5			1			1			1	42.26	2		○	木造	1
三好市	徳島わかた販売(株)石井わかた保育所	名西郡石井町浦庄大万236-17	088-674-0316	8:30	15:00						1	1	1	1	3			2						1	90.10	1		○	鉄骨	2
	まこと保育園(福)有誠福祉会	名西郡石井町石井字石井1994	088-678-5252	8:30	17:30	8:30	17:30	8:30	17:30	1	4				5			1			1			1	27.81	2		○	木造	1
松茂町	わかた保育園(医)悠雅会	板野郡松茂町広島因希越1-5	088-699-7888	8:00	32:00	8:00	32:00	8:00	32:00	2	2	2	3	1	10	○		3			1			1	43.00	2		○	木造	1
	ハート託児所(浦田病院)	板野郡松茂町広島南ハ13	088-699-2921	8:00	19:00	8:00	19:00	8:00	19:00	1	2	2	1	4	10	○		2						1	31.74	2		○	鉄骨	2
北島町	きたじま田岡病院託児所(わんぱくくらぶ)	板野郡北島町瀬原字川久保30-1	088-698-1234	8:00	18:45	8:00	18:45	8:00	18:15	1	18	10	8	17	54	○		11						3	115.30	3	○		鉄筋	1
	ちびっこ園(福次整形外科病院)	板野郡豊住町木西野50-1	088-692-5802	8:00	19:00	8:00	19:00	8:00	19:00	8	9	6	9		32	○		5			3			3	110.40	2		○	鉄筋	1
藍住町	あいあいキッズ(中山産婦人科)	板野郡藍住町東中富字長江俣示3-1	088-693-0887	9:00	18:30	9:00	18:30			2	2	2	2		8	○		1			2			2	66.78	4	○		木造	1
	徳島わかた販売(株)坂野わかた保育所	板野郡坂野町古城字町ノ西1-7	088-672-3908	8:30	15:00						3	2	2	3	10			2						1	54.83	2		○	鉄骨	2